

兵庫県商工会議所連合会の「平成19年度兵庫県政に対する要望」と回答

重点要望事項

1. 小規模事業対策の拡充・強化

<要望事項>

- (1) 中小・小規模企業の経営改善や地域の活性化に重要な役割を果たしている小規模事業対策については、三位一体改革の実施に伴い平成18年度から兵庫県へ税財源が移譲されたが、商工会議所等が行う経営改善普及事業をはじめとする小規模事業者への指導体制が弱体化することのないよう補助対象職員の人件費や事業費に十分かつ安定的な予算配分を図られたい。
- (2) 市町の合併した地域では、多くの商工会議所・商工会が旧市町を地区としたままで存続・活動しており、今後も商工業者への支援・サービスが低下しないよう経営指導員等の配置数には配慮されたい。

<回答>

小規模事業者に対する金融、税務、経営に関する指導等を中心とする経営改善普及事業など地域の総合経済団体として商工会議所等が実施する各種事業の重要性は十分に認識しており、県単独予算として今後とも引き続き団体の人的・財政的基盤の強化等に配慮しつつ、団体の広範な事業実施に支障のないよう支援していく。

特に経営改善普及事業に従事する経営指導員等の資質向上及び指導体制の充実・強化を図りながら、今後も、商工会議所等が地域の総合的な経済団体としての機能・役割を十分発揮できるよう、商工会議所等の自主的な取組みを基本として地域特産品開発事業や産学・異業種連携等による地域活性化事業などを通じて、商工会議所等の機能強化につながる取組みを今まで同様、積極的に支援していく。

また、地域の実情に応じた事業展開が可能となるよう、人件費等から事業費に対しても充当できるよう弾力的運用を認めるほか、新たに商工会議所等が提案する地域活力の増進のために実施する事業に対し支援を行っていく。

2. 中小企業金融の充実

<要望事項>

政府系中小企業金融機関が平成20年度に統合・民営化されるが、このことによって兵庫県下の中小・零細企業の資金繰りに影響が出ないよう下記の項目に取り組まれない。

- (1) 全国的な信用保証制度の大幅な改革が進む中、兵庫県信用保証協会が信用保証機能を十分に発揮し、中小企業への円滑な資金供給ができるよう制度・組織の拡充を図るためには、その前提となる保証協会の経営基盤の強化を図る必要がある。これらについて、兵庫県として十分な対応策を講じられたい。
- (2) 兵庫県の中小企業融資制度に付される保証協会の信用補完制度については、部分保証制度導入後も「長期」「固定」「低利」という制度の特長を維持する措置を講じられたい。また、金融機関の中小事業者に対する貸出姿勢が消極化することのないよう、セーフティネット貸付等において保証が付されない部分を兵庫県が補填するなどの方法も検討されたい。
- (3) 中小企業の資金繰りを支援するため、各種融資制度の申込要件及び融資条件の緩和や手続きの簡素化に取り組まれるとともに、中小企業は担保及び第三者保証人の提供が困難であることから、無担保無保証人による融資制度の一層の拡充を図られたい。また、事業の将来性や経営者の資質、知的財産、あるいは商工会議所等の公的支援機関による支援実績に着目するなど、財務面だけでなく定性情報を勘案した弾力的な審査体制を構築されるよう信用保証協会等へ要請されたい。

<回 答>

- (1) 兵庫県信用保証協会の経営基盤の強化を図るために、基本財産について、これまでに累計で77億余円を出捐してきたほか、制度融資に係る損失については損失補償を実施してきたところであり、今後とも安定的な協会経営が維持され、中小企業金融の円滑化が図られるよう努めていく。
- (2) 基本的な考え方として、中小企業融資制度の「長期」「固定」「低利」という特徴は、中小企業者にとっての利便性が高いと考えられることから、責任共有制度導入後も同様の制度を堅持する予定としている。
また責任共有制度が導入された場合に、金融機関の貸出姿勢が消極化する可能性については、平成18年度に開催された「地域金融懇話会」においても指摘されたことから、一部の資金について保証が付されない部分を県が独自に負担することにより、実質的に100%保証を図ることも含めて検討しているところである。
- (3) 中小企業融資制度においては、従来から各種の申込要件及び融資条件の緩和を実施してきたところである。例えば18年度には「借換貸付」について借換対象資金に一般保証融資を追加するとともに、「経営活性化資金」の融資限度額を2,000万円から3,000万円に増額した。
さらに19年度からは、「経営活性化基金」及び「企業再生貸付」の資金使途に設備を追加するとともに、「経営活性化資金」については設備利用時の融資限度額を3,000万円から5,000万円に拡充、融資期間を3年から5年に延長し、「企業再生貸付」について融資期間を7年から15年に延長した。
担保及び保証人については、18年度から全資金で第三者保証人を不要としたほか、無担保・第三者保証人不要の「経営活性化資金」について前述のとおり順次融資条件を拡充しているところである。
また、同じく無担保・第三者保証人不要の制度として平成17年度に「地域金融支援保証制度」を、平成18年度に「地域金融支援融資制度」を、平成19年度には「チャレンジ企業応援融資制度」を創設し、多様な方法で資金供給を行っている。
保証協会においては、従来から中小企業金融の円滑化を図るため、保証審査にあたっては、資金使途の適格性、業績・業容、返済能力、経営者の人物、事業の将来性等を調査・検討しており、財務面だけでなく、定性情報等についても十分勘案し、総合的に判断しているところである。

3. 「改正まちづくり三法」への対応

<要望事項>

- (1) 改正都市計画法の来年秋の全面施行までの間、改正法の趣旨を遵守し、大規模商業施設の出店を抑制するため、現在兵庫県が策定を進めている「広域商業ゾーン」以外への出店を規制するよう早急に取り組まれない。
- (2) まちづくり三法改正の趣旨を実現し、実効ある運用を行うため、各市町に対してその意義・内容や関連施策の周知徹底を図るとともに、土地利用計画や各種施設の立地に関する意見交換、連絡調整の機会づくりを兵庫県が率先して働きかけられたい。併せて「広域土地利用プログラム」の適切かつ効果的な運用と、周辺市町との広域的なまちづくりの視点の共有に努め、改正法の施行にあたって兵庫県として指導力を発揮されたい。
- (3) 中心市街地活性化法において、大型店などの事業者が社会的責任を果たすよう責務規定が設けられたが、これを実効性のあるものとするために、兵庫県が「事業者と地域の連携・協働のためのガイドライン（仮称）」を制定し、地域のまちづくり団体への加入や行事・イベントなどへの参画、未成年者非行防止への対応などについて、指導・監督、フォローアップを行われたい。

<回答>

- (1) 平成18年5月に都市計画法及び建築基準法が改正され、市街化調整区域における大規模開発は原則として不可となり、また、都市計画の用途地域における大規模集客施設の立地規制の対象が拡大された（平成19年11月30日施行）。

県においては、市町と連携して、広域的な土地利用の観点から、大型店の立地誘導・抑制などを目的とする「広域土地利用プログラム」の策定作業を進め、平成18年9月、阪神間都市計画区域及び東・中播都市計画区域の臨海地域において策定し、大規模店の立地を誘導する「広域商業ゾーン」「地域商業ゾーン」を設定した。

今後、同プログラムを県都市計画区域マスタープランに反映させるとともに、市町の都市計画決定を指導することにより、大型店の立地誘導、抑制を図ることとしている。また、プログラムの内容を事業者者に周知、説明し、ゾーニングに合った立地を行うよう働きかけている。

なお、東・中播都市計画区域の内陸部において、平成19年度に同プログラムを策定する予定である。

- (2) 平成18年8月に、改正中心市街地活性化法が施行された。県では、多くの市町において地域住民の主体的な参画のもとに中心市街地活性化基本計画の策定、各種活性化事業の実施が進められるよう、研修会の実施やフォーラムの開催等を通じて支援している。

兵庫県では、阪神間、東播、中播都市計画区域において、県・関係市町、学識者等で構成する協議会を設置し、広域土地利用プログラムを都市計画に反映させるなどプログラムの実効性を高めるとともに、市町が策定する中心市街地活性化基本計画の広域的な課題や方向性の協議調整を行うこととしている。

- (3) 平成18年8月に、改正中心市街地活性化法が施行され、事業者は、中心市街地の活性化に配慮して事業活動を行うとともに、国又は自治体が実施する中心市街地の活性化のための施策の実施に必要な協力を求められることになった。

県としては、地域住民はもとより事業者を巻き込んだ形でまちづくりが行えるよう、研修会の実施やフォーラムの開催等を通じて、市町、まちづくり団体、事業者の取り組みに対する支援を行うこととしている。

また、県では「大規模集客施設の立地に係る都市機能との調和に関する条例」を制定し、大型店の立地に関し、都市機能との調和の取れた計画となるよう、事業者に対策を求めている。特に大規模なものについては、コミュニティスペースの提供、災害時の避難場所や物資の提供、防犯及び非行防止の対策、地元商工会議所の活動への協力など、まちづくりへの取り組みを個別に求めている。まちづくり活動、地域事業者等との連携・協働については、関係団体でガイドラインが策定され、自主的な取り組みが行われているところであるが、県がガイドラインを定めることについては、今後の検討課題と考えている。

個別要望事項

1. 中小企業対策の推進

<要望事項>

(1) 地元優先発注の徹底

- ① 建設業界をはじめとする県内中小企業は、長引く不況と公共事業の抑制等により自助努力の限界を超える厳しい経営状況にあるため、発注機会の拡大を図るとともに、PFI、分離・分割発注、経常JV方式等を活用し、地域の特性に通じた地元中小企業への優先発注に努められたい。
- ② 設計事業等建設関連事業や各種ソフトウェア開発事業、あるいは兵庫県における物品購入や資材調達について、地元中小企業に優先的に発注されたい。

(2) 中小企業の人材育成・雇用対策への支援

- ① 中小企業が持つ優れた技術を後世に伝承するためにも、技術者の育成や様々な能力開発などの人材育成に取り組む企業を支援する制度を講じられたい。また、優良な中小企業が後継者不足から廃業に追い込まれることのないよう、後継者を対象とした人材教育等円滑な事業承継のための環境整備にも取り組まれたい。
- ② 中小企業が次代を担う若年人材を確保するために、中小企業の魅力の発信や職業教育の強化、コンサルティング・能力開発・職業紹介等を一連のプログラムとして実施するなどの施策を講じ、若年者の就業促進や雇用のミスマッチの解消に取り組まれたい。また、インターンシップや日本版デュアルシステムの普及促進を図るため、協力企業に対する助成金等の拡充を図られたい。
- ③ 高齢者・障害者等の雇用を促進するため、雇用先の企業に対する助成策の充実を図るとともに、手続きの簡素化に努められたい。併せて、女性の社会進出・雇用創出を進める上でも保育所の整備など待機児童対策等を一層進められたい。

(3) 中小企業のIT化支援

- ① 中小企業におけるIT化を促進するため、人材の育成や電子商取引の推進に対し積極的な支援を行うとともに、IT関連機器導入、システム開発等を対象とした助成措置の拡充・強化を図られたい。また、県下商工会議所が取り組むIT化推進事業及び商工会議所自体のIT化に対する支援措置を講じられたい。
- ② 建設・土木工事の電子入札等の導入が本格化しているが、情報化への取り組みが遅れがちな中小企業に対して、電子署名・認証システムや入札参加資格登録等に関する周知・啓発を徹底されたい。また、助成金等の申請をインターネットでできるように推進されたい。

(4) 中小企業の各種認証取得や環境対策への支援強化

- ① エコアクション21の取得や、環境保全に関連する新たな設備投資を行う中小企業に対し、税制面の優遇措置並びに特別融資の一層の拡充を図られたい。
- ② 中小企業のISO、HACCPなど国際規格認証取得に対し、審査登録関係費やコンサルタント派遣費用等取得に要する費用を助成されたい。

(5) 税制における中小企業の優遇

中小企業の事業用資産の承継については、当面少なくとも5年程度の事業の継続を前提に課税対象額の5割を控除する制度を創設するなど、包括的な事業承継税制の確立を図るべきであり、これを具体化するよう国等関係先に働きかけられたい。

(6) 法人事業税への外形標準課税の撤廃等

産業界がその導入反対を強く主張し、わが国産業弱体化の一因となる懸念がある外形標準課税については、今後、早急に廃止するか、対象法人の是正を行うよう国に対して強く働きかけられたい。また、同様に、昭和49年度の導入以来再々延長されてきた法人県民税の超過課税についても、再度延長することのないよう配慮されたい。

<回答>

- (1) 公共工事の発注にあたっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」の趣旨に基づき、事業の効率的執行とコスト縮減の要請の範囲内で可能な限り、分離・分割発注を行うとともに、技術的に施工可能で、競争性が十分確保できるものについては、極力地元中小企業が入札に参加できるような入札・契約制度とすることや、経常JVの活用など、県内中小企業の受注機会の確保に努めているところである。

設計事業等建設関連事業の発注にあたっては、建設工事と同様に、極力地元中小企業へ優先的に発注するよう努めており、また、工事に使用する建設資材等については、県内企業から優先して購入してもらうようお願いしているところである。

また、物品の調達にあたっては、入札参加者等選定要綱において、中小企業の育成、地域の産業振興及び雇用促進に資するため、履行可能な者が納入地域に存在する場合は、その地域の者を優先することとしている。

- (2) ① 労働者の職業能力開発を促進するため、中小企業事業主等が行う認定職業訓練に要する経費を補助するとともに、国の制度として、企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進のため、「キャリア形成促進助成金」が支給されている。

税制面でも、人材投資促進税制などの優遇措置もとられている。

また、若年求職者を対象とした実務・教育連結型人材育成システム（デュアルシステム）や企業等の実情に応じたオーダーメイド型の事業主委託訓練などを充実し、兵庫しごとカレッジシステムと公共職業能力開発施設との連携により、企業ニーズに対応した人材育成に取り組んでいきたい。

- ② 雇用のミスマッチの解消と次代を担う産業人材の育成を目的として、専修学校等職業能力開発サービスの実施機関や経営者団体、商工団体等の関係機関が密接に連携し、企業人材ニーズに合致した能力開発プログラムの提供や適切な就職支援など、教育訓練から就職までの一貫した支援を行う「兵庫しごとカレッジシステム」を推進している。

具体的には、(ア)「ひょうご・しごと情報広場」等において、求職者が自己の有する能力・適性を的確に把握するとともにキャリアカウンセリングを実施、(イ)事業主委託訓練を活用し企業ニーズに対応したオーダーメイド型訓練などの職業能力開発を実施、(ウ)県立公共職業能力開発施設の学卒者対象科目においてインターンシップをカリキュラムに導入、(エ)就職に有用な民間の職業能力開発プログラムを認定し、受講者に対して県が助成を行っている。今後は、関係機関の一層の連携を図るとともに、これら諸事業の充実に努めていく。

また、公共職業能力開発施設や専門学校等民間教育訓練機関等における座学と企業における実習を組み合わせ、若年者の就業意識の醸成、労働市場が求める職業能力を習得させることにより、若年者のキャリア形成を図る実務・教育連結型人材育成システム（デュアルシステム）を引き続き、実施していく。

なお、実務・教育連結型人材育成システム（デュアルシステム）の成果を高めるためには、産業界の協力が不可欠であり、当該システムの普及を図ることを通じて、協力企業の理解を得られるよう努めていきたい。

若年求職者については、職業意識の醸成や労働市場の実態に即した職業能力開発、キャリア形成を図ることが重要であることから、「若者しごと倶楽部」において、おおむね 35 歳未満の若年失業者（フリーター等の不安定就業者を含む）を対象として、キャリアカウンセリングから職業紹介・就職まで一貫した就職支援をワンストップで実施している。さらに、平成 19 年度は、兵庫県の基幹産業であるものづくり産業の魅力を発信する講座や企業見学会等も実施し、中小企業の人材確保を図ることとしている。

また、阪神、播磨地域に「若者しごと倶楽部」サテライトを設置しており、運営を委託する NPO 団体等が有する、ネットワークや専門的な知識を活かした就職支援事業や市町の若者就職支援施設への出張カウンセリング等による連携を引き続き推進し、地域の若者への就職支援サービスの向上を図る。

- ③ 雇用先の企業に対する助成策による高齢者・障害者等の雇用促進については、国と連携しつつ、中小企業定年引上げ等奨励金、試行雇用奨励金や障害者雇用納付金制度に基づく助成金等、国の助成制度の活用等により実施している。

県においては、引き続き国の助成制度の普及啓発等を行うとともに、平成 17 年度に創設した「事業所ユニバーサル貸付」により、中小企業等への設備資金融資を通じた雇用促進も行うこととしている。

また、それぞれの市町において待機児童の状況や人口増加動向等を考慮に入れて、保育所の創設や増改築または、分園により定員の増加を図るとともに、定員の弾力化による受入児童数の拡大を図り、地域の保育需要に対応してきている。

今後とも、地域の保育需要に応じた保育所の受入定員の増加を図るとともに、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ新たな制度である「認定こども園」の設置について、幼稚園の空き教室等を活用して促進していくこととしている。

なお、延長保育事業、休日保育事業などの保育対策事業については、市町と連携を取りながら地域需要に応じて適切に提供していくよう努めていくこととしている。

(3) ① 「ひょうご情報交流戦略」(重点取組期間 平成 19～21 年度)のもと、中小企業の I T 導入を支援するとともに、その利用環境を整備するため、個々の中小企業の I T 化ニーズに対応した専門家による指導助言、I T を活用した新たな事業分野の開拓による新事業開発への支援などを積極的に進めていく。

② 土木・建築工事の電子入札は、平成 15 年 12 月から試行を行い、平成 16 年度以降順次対象範囲を拡大し、平成 19 年度には契約予定金額 1 千万以上の案件で本格実施することとしている。

電子入札の導入にあたっては、入札参加資格者名簿の登録企業全員に対してはがきで周知するとともに、平成 18 年度には計 7 回 F A X の直接送付も行っており、インターネット上の「兵庫県電子入札サイト」開設による情報発信と合わせ、情報提供と周知を図ってきたところである。

一方、入札参加資格申請についても、ホームページで情報提供と周知を図るとともに、電子入札と共通の無料電話相談窓口を設け、システム操作の習熟を図るなど、普及に努めているところである。

今後も引き続き上記の周知方法、また受注者向けの「電子入札体験講習会」の開催などにより企業への周知・啓発に努めていく考えである。

物品関係の電子入札については、平成 18 年 11 月から契約予定金額 30 万円以上の案件について、原則として電子入札・開札システムのみによることとするなど利用の拡大を図ってきたところである。

電子入札システムの導入に際しては、県のホームページでの情報提供、窓口におけるチラシの配布、入札参加資格者に対する F A X ・電子メールによる個別通知などにより、周知を行っている。

さらに、県のホームページ上での操作・演習機能の提供、サポート体制の整備、利用できる電子証明書の対象拡大など、参加しやすい環境の整備にも努めている。

また、中小企業者に対しては、従来から中小企業団体を通じて周知・啓発を行うとともに、システムの利用促進への協力を要請しているところである。

(6) 法人事業税は、法人がその事業活動を行うに当たって受けている行政サービスの経費を負担するという趣旨の応益課税であり、その受益、すなわち事業活動の活動規模に応じて広く薄く負担していただくというのが、本来の姿であると考えている。

外形標準課税については、平成 15 年度の税制改正により導入されたものであるが、当時の経済情勢を踏まえ、資本金が 1 億円を超える法人を対象として、外形標準課税の導入割合は 4 分の 1 に限定され、さらに、赤字が 3 年以上継続する法人や創業 5 年以内の赤字ベンチャー企業を対象とする徴収猶予制度、雇用安定のための控除制度(報酬給与額が収益配分額の 70%相当額を超える場合には超過額を収益配分額から控除)が盛り込まれている。

今後とも、納税義務者となる法人、関係団体に対し、外形標準課税が行政サービスとの応益性に配慮した税制であること、景気・雇用に配慮したものであること等の制度内容について、十分ご説明と周知を行い、現行制度の円滑な執行に向けてご理解とご協力をいただくよう努めていきたい。

また、関係企業のご協力をいただきながら実施している法人県民税の超過課税の税収については、すべての県民が多彩な分野における実践活動等に取り組むための地域の活動拠点づくりを行う県民交流広場事業や、広く県民が自然とふれあう里山林の整備を行う里山ふれあい森づくり事業を展開するための貴重な財源として大きな役割を果たしているところである。

法人県民税の超過課税については、平成 21 年 9 月 30 日までに開始する法人の事業年度をもって終了することになっている。期限到来後の取扱いについては、事前に県議会をはじめ関係の皆様と相談して検討したいと考えているが、延長する場合には、法人、経済団体等に対し、超過課税の必要性、使途等について十分説明し、ご理解を得る努力をしたいと考えている。

2. 中小商業・中心市街地活性化対策の推進

<要望事項>

(1) 商店街等の活性化支援

- ① 商店街等における空き店舗対策・共同事業・人材育成等の支援策を拡充・強化するとともに、ひょうご産業活性化センター等による施策情報提供の充実強化を図られたい。また、各種助成事業が効果的に活用されるよう資金使途や申請時期の条件緩和・弾力化を図られるとともに、補助率の引き上げや事業の複数年化等についても柔軟に運用改善を図られたい。
- ② 平成18年6月からの道路交通法改正に伴う新たな駐車対策法制により、専用の駐車スペースを持たない地域商店街等は来店客数や売上の減少等大きな影響を受けているので、商店街や中心市街地における公的駐車場整備を推進されたい。また、地域実情に合わせて、パーキング・メーター等による時間制限駐車区間の増設並びに、貨物集配車両を対象とした駐車禁止規制緩和区間の増設について道路管理者等関係先に働きかけられたい。さらに、コミュニティバスの運行に対する支援措置を講じられたい。
- ③ 商店街・市場の活性化のためには、小売商業の次世代のリーダーを育成することが不可欠であり、若手商業者の取り組みや、大学との連携等を積極的に支援されたい。

(2) 商店街を中心とした地域コミュニティの「場」づくりへの支援

- ① 商店街において、洗練された店舗の外観やコミュニティ広場の設置により、地域住民や消費者が憩い集えるよう外装費用の助成やコミュニティ広場の造成などを支援されたい。
- ② 商店街が地域住民に安全・安心な買物の「場」を提供するために行う授乳室の整備や、防犯カメラ、AED（自動体外式除細動器）、携帯人工呼吸器の設置に対し費用の助成措置を講じられたい。

<回答>

- (1) ① 商店街等は、これまで商業的機能に加えて地域コミュニティの中心としての社会的機能を有してきた。しかしながら、現状では商業的機能のみならず社会的機能の低下も進んでいると考えられることから、地域住民に商店街等の重要性を認識してもらい、商店街等に足を向けてもらうため、社会的機能の再生を図り、まちづくりの観点から取り組みを進めることが、商店街の活性化に向けて重要と考えられる。

このことから、ひょうご産業活性化センターの有する情報発信、アドバイザー機能を活用しつつ、商店街等の空き店舗で開業させるミニチャレンジショップの開設等を支援する「空き店舗活用支援事業」を実施するほか、「商店街活性化事業（地域連携イベント事業）」により地域と一体となって実施するイベント事業を支援し、地域のにぎわい創出や商店街活性化に不可欠なリーダーの創出・育成等を図るなど商店街活性化のために多面的な支援を進めていく。

また、「商店街活性化事業（先導的活性化事業）」については、補助期間を2～3年としているほか、「空き店舗活用支援事業」についても「新規出店支援事業」、「活性化支援事業」については補助期間を2年とし、複数年にわたる事業に対応するとともに、申請時期についても、募集締め切り後、予算に余裕があれば随時受付を行うなど柔軟な対応に努めている。

- ② 商業地域等における短時間駐車需要や路外駐車場等の整備状況を踏まえた駐車規制の見直しを進める中で、パーキング・メーターやパーキング・チケット発給設備の必要性について検討する。

- ③ 従前より「商店街活性化事業（先導的活性化事業）」により、地域に根ざした団体や市町と連携し先導的な複数の取り組みを行う商店街等に対して重点的に支援を行ってきたところである。また、県民局においても学生と連携した商店街活性化事業に対して支援を行ってきたところである。

今後とも、こういった取り組みに対して支援を継続すると共に、平成19年度からは、中小事業者等の意識醸成を図ると共に、成功事例などをもとに商店街活性化方策を研究する商人塾の開催を支援することとしている。

- (2) ① 従前より、「空き店舗活用支援事業」により、商店街等が空き店舗等を活用してコミュニティ施設等地域住民の生活利便を支援する事業に対して助成を行っているほか、商店街等が商店街活性化を図るための商業基盤施設を整備する場合は、中小企業高度化事業による支援を行っているところである。

商店街等は、地域コミュニティの中心としての社会的機能を有していると考えており、今後とも積極的に支援していきたいと考えている。

- ② 従前より「空き店舗活用支援事業」により、商店街等が空き店舗等を活用して授乳室の設置等地域住民の生活利便を図る事業に対して支援を行っているほか、子育て支援の取り組み、高齢者にやさしい商店街づくり、安全・安心な商店街づくり等創意工夫による特色ある取り組みで社会ニーズに対応し継続的に実施する事業については、「商店街活性化事業（先導的活性化事業）」により支援を重点的に実施しているところである。

今後とも商店街の安全・安心な買い物の「場」づくりへの取り組みに対しては積極的に支援を実施していくこととしている。

3. ものづくり産業の振興・地場産業の活性化

<要望事項>

(1) 新商品開発・産学連携等への支援

- ① 兵庫県内のものづくり産業を育成し、地域の産業クラスターの強みを活かすべく、神戸、阪神、播磨の「兵庫ものづくり支援センター」のコーディネート機能と運営体制の強化に向けて積極的に支援されたい。また、兵庫県立工業技術センターの県内各地への分室設置等機能強化について検討されたい。
- ② 新製品、新技術の開発に意欲のある中小企業への技術移転を促進するべく、県内に集積する理工系大学や民間企業の研究機関や研究開発部門等の多様な技術シーズの発掘と活用を促進されたい。さらに、産学交流を促進するため、最新の技術シーズ情報、大学の研究活動、産学連携のための制度やイベント情報等について、データベース化を図り、WEB上にサイトを構築されたい。
- ③ 商工会議所等が産学連携事業として実施する技術シーズセミナーやものづくりスクール、新商品開発の研究会等の取り組みに対して、継続的な支援と助成措置を講じられたい。
- ④ ものづくり産業の振興にとって販路開拓が大きな課題となっているので、受発注等取引情報の収集・発信に努めるとともに、商工会議所等が実施する商談・ビジネス交流のための場づくり事業への支援を強化されたい。

(2) 地場産業の振興と関係機関への支援

- ① 西宮の酒、三木の金物、豊岡の鞆等県下の地場産業を活性化するため、地域のブランドづくりに対する支援策を拡充・強化されたい。また、商工会議所が実施する「JAPANブランド育成事業」や地域資源を利用した特産品開発事業に対し、兵庫県としても支援策を講じられたい。
- ② 都市圏で開催される展示会や見本市に兵庫県としてブースを設けるなど、地場産品をPRできる機会や拠点設置を検討するとともに、企業独自で出展する際の出展料等への補助制度を講じられたい。一方で、地産地消の促進にも取り組まれたい。
- ③ (財)神戸ファッション協会や(財)北播磨地場産業開発機構をはじめとする地場産業振興機関への支援の継続・強化を図るとともに、神戸ファッションフェスティバル、三木金物まつり、西宮酒ぐらルネサンス等各地の産業振興事業に対する支援を拡充されたい。

<回 答>

(1) ① 産学集積群（クラスター）の形成を効果的に推進するための技術支援拠点として、ものづくり分野において豊富な経験とノウハウを持ち現場に精通したコーディネーターを配置し、各地域の産業特性に応じた先端共同利用機器を備えた「兵庫ものづくり支援センター」を県内3ヶ所（神戸・阪神・播磨）に設置し、産学官連携の促進、共同研究支援、技術相談・指導及び試作開発・研究支援に取り組んでいる。

また、産学集積群（クラスター）へのより多くの企業、大学、研究機関等の参画を促し、共同研究等の新たな連携を創出して中小企業の技術開発・製品開発及び新事業創出に寄与するため、協議会や技術セミナー等による産学官ネットワークの拡大と緊密化を図るとともに、優れた研究・技術シーズを発掘し、企業等の研究グループが行う製品開発の実現性や市場性を検証するための予備調査を通じて共同研究プロジェクトの立ち上げを支援するなど研究・技術コーディネート機能のさらなる充実に努め、ものづくり支援センター機能の充実に図る。

そのため、商工会議所連合会においても、県下各商工会議所及び会員企業が「兵庫ものづくり支援センター」を積極的に利用するよう強力に働きかけていただきたい。

なお、県立工業技術センターの機能強化については、技術支援機関のない地域（但馬、丹波、淡路）に新たに相談員を派遣し、ものづくりに係る技術相談窓口を設置するとともに、移動ものづくり技術支援事業を拡充することにより、工業技術センターのランチ機能の強化を図り、地域における中小企業のニーズの的確な把握やきめ細やかな技術相談・助言等の技術支援を行うこととしている。

② (財)新産業創造研究機構（NIRO）において、「NIRO技術移転センター」及び「兵庫県産学官連携イノベーションセンター」を設置し、中小企業等への技術移転を通して県内の多様な技術シーズ等の有効活用を促すとともに、県下ものづくり産業の高度化、新産業の創造、産学連携等を支援していく。

「NIRO技術移転センター」においては、大企業等が保有する有用な公開特許や技術シーズ、ノウハウ等の知的所有権を抽出し、県内中小企業等への移転、十分な技術移転アドバイスを行うことにより、具体的な製品化・事業化につなげ、県内中小企業等の新産業創造を支援していく。

具体的には、特許流通アドバイザーや技術移転アドバイザーの活動により、大企業等が保有する特許等の技術シーズを収集・データベース化し、中小企業が求める技術ニーズへのマッチングを行っていく。

次に、「兵庫県産学官連携イノベーションセンター」においては、イノベーションの源泉である大学の知恵を活用したビジネスの立ち上げを促進する仕組みとして、成長分野の研究開発から事業化までを一貫して支援する大学発のイノベーションシステムを構築している。イノベーションセンターの支援により、産学官連携による新たな研究開発の推進や事業化等の成果が上がっているところであり、平成19年度においても必要な予算を確保することにより、引き続き事業を継続し、ベンチャー企業設立や既存企業の第二創業の実現を図っていく。

また、イノベーションセンターを効果的に機能させるため、県内大学、国研、公設試等の各研究機関のネットワークによる産学官連携総合窓口として、「兵庫県産学官連携コンソーシアム」を結成し、産学官連携により課題解決を求める企業の相談等に対応しており、商工会議所における産学官連携への取り組みについても、コンソーシアムを通じて積極的に支援していく。

そのため、商工会議所連合会においても、各商工会議所、会員企業が積極的にこのような制度を活用するよう強力にご指導願いたい。

21世紀の兵庫を担う成長産業クラスターをはじめとした新産業・新事業の創出を促進するため、企業や大学等の持つ技術シーズを活用し、産学官からなる共同研究チームを対象に立ち上がり期の予備的、準備的な研究プロジェクトを補助金により支援する「兵庫県COEプログラム推進事業」を引き続き実施する。

19年度から、新たに戦略的重点分野の中から分野横断型の研究開発テーマを設定し、次世代産業のシーズ（芽）となりうる将来技術を発掘することにより、将来の本県経済を支える、新たな分野の産業創出を目指す「戦略的重点分野における研究開発プロジェクト推進事業」を実施することとしている。

具体的には、研究会を設置し、次世代産業の創出に向けての技術的シナリオとしての推進戦略を策定することにより、(1)設定分野における研究開発推進に向けた目標共有化、(2)技術面での実現可能性の検討、(3)産学官の各主体が果たすべき役割の明確化を図っていききたい。

兵庫県では、県内の大学、研究機関、研究開発型企業等における研究活動等のデータを「ひょうご研究機関データブック」として取りまとめ、ホームページで公開している。また、セミナーの開催等科学技術に関する情報を幅広くかつタイムリーに提供するとともに、産学官にわたる研究機関や研究者相互の自由な交流を促進するため、「ひょうご研究機関メーリングリスト」を運営している。

③ 工業技術センターのシーズ等を紹介する移動工業技術センターを商工会議所や大学等と連携しながら実施するとともに、各地の商工会議所等が行う研究会等の取り組みに対しても、引き続き支援を行っていく。

④ 財団法人ひょうご産業活性化センターにおいては、県内中小企業の取引機会の拡大を図るため、県内外メーカーや専門商社との商談会を開催して取引情報を提供しているほか、県内外の発注企業に対する発注ニーズ調査、企業訪問で得た発注企業情報をもとに取引情報の収集提供にあたっている。

今後とも、県内中小企業の販路拡大を図るため、商談会や企業訪問等による取引情報の収集提供に努めていく。

また、中小企業の抱える様々な経営課題に対する支援拠点として、新たに(財)ひょうご産業活性化センターに「ビジネスプラザひょうご」（収容人員100人程度）を整備し、商談会・セミナーの会場や企業間の交流の場としても活用していただくことにより、交流機能を強化することとしている。

(2) ① 西宮の酒、三木の金物、豊岡の鞆等県下の地場産業は、これまで地域経済の発展に大きく貢献してきたが、近年の消費者の多様化や海外製品との競合、マーケティング力の不足等により、厳しい状況が続いている。

このため、県では産地組合等が取り組む研究開発、販路開拓等に対して支援を行い新分野進出や企画提案型産地への転換を推進してきたところである。

今年度から、新たに地域団体商標制度の登録を受けた産地組合が取り組むブランドプロモーション活動、流通チャネルの開拓などに支援を行い、産地組合の優れた技術力を生かした地場産業のブランド戦略を推進していく。

② 県では、産地組合が行う都市圏での展示会の開催や見本市への参加に対する支援のほか、業界団体が一堂に会する全国規模の展示会出展事業への支援を行っており、県内の地場産業を広く全国へPRする機会を設け、地場産業の需要開拓を図っている。また、地産地消を促進するため、地域と一体となって実施するPR活動についても支援しているところである。引き続き、これらの支援制度を通じて、県内地場産業を広くPRするとともに新たな需要開拓に繋げていく。

③ (財)神戸ファッション協会や(財)北播磨地場産業開発機構をはじめとする地場産業振興機関が実施する展示会や見本市の開催支援のほか、神戸ファッションフェスティバル等の各地の産業振興事業に対する支援を行い、地場産業の活性化を図っている。さらに、(財)神戸ファッション協会が実施する産地企業と大手流通業者とのマッチング事業に対し支援を行い産地企業の取引機会の拡大を図っている。

4. 新産業の創造・誘致

<要望事項>

(1) 創業・経営革新・第二創業に対する支援強化

- ① 創業や中小企業の経営革新・第二創業（新分野進出）に対する金融や人材育成等の支援メニュー拡充と制度の周知を図るとともに、「ひょうご産業活性化センター」等関係支援機関の連携強化によりコーディネート機能の充実を図られたい。
- ② 「開業資金」貸付制度において、引き続き自己資金率の引き下げや、異業種での開業者が同資金を利用できるよう前職の業種要件の緩和、勤務年数の短縮など申込条件の緩和を図られたい。
- ③ ベンチャー企業の成長に不可欠な資金面をサポートするひょうごベンチャーマーケットなど投資家とのマッチング機会の提供等を引き続き支援されるとともに、マーケティングや販路拡大についても支援されたい。
- ④ 起業家・ベンチャー企業の支援策として、商工会議所が実施するセミナー及び金融・コンサルティング等への支援策を強化されるとともに、創業や経営革新の身近な支援拠点である地域中小企業支援センターへの予算確保を図られたい。

(2) 内外企業・工場の誘致促進

- ① 兵庫県においては、ここ数年、家電関係の大規模工場の進出が相次いだが、今後も「ひょうご・神戸投資サポートセンター」等関係団体間の連携・協力を一層密にするとともに、企業誘致に関するインセンティブの一層の拡充と都市間競争に負けない積極的な誘致活動を引き続き展開されたい。
- ② 内外企業の県内立地を促進するため、産業集積条例に基づく新産業創造拠点地区、国際経済拠点地区、産業集積促進地区、産業活力再生地区及び構造改革特別地区への進出企業に対する不動産取得税の軽減など税制面等の優遇措置をさらに充実されたい。
- ③ 製造業の新たな事業展開・拡大のボトルネックとなっている「工場立地法」の規制に関し、神奈川県が既に実施しているような条例による地域準則の見直しを行い、緑地面積率並びに環境施設面積率の低減を図るとともに、工業集積地においては、地域での総量規制を検討するなど「飛び緑地」の認定基準の緩和を図られたい。

(3) 新産業の創造

環境・エネルギーやナノテクノロジー、知的コンテンツ関連等、今後、高成長が見込まれる産業については、創業期における設備投資への補助制度等支援策を講じられたい。

(4) 神戸医療産業都市構想の推進

神戸医療産業都市構想は、着実な進展を見せているが、同構想を更に実りのあるものに拡充するため、専門病院、大学、研究機関、医療関連企業の一層の集積や、先端医療産業特区における更なる規制緩和を推進し、高度な水準を持った「アジアのメディカル・センター」の形成に向けて神戸市とともに強力に推進されたい。

<回答>

- (1) ① 県では、創業や経営革新・第二創業に対する支援として、金融面では、新規開業貸付、第二創業貸付、経営革新貸付の制度融資等を19年度においても引き続き実施する。また、人材育成として、(財)ひょうご産業活性化センターに新たに「ビジネスプラザひょうご」を整備し、セミナー等により中小企業者の学習支援を行うなど、創業や経営革新・第二創業に対し、積極的に支援をしていく。

制度の周知方法として、県下各地での中小企業者の説明会、パンフレットの配布のほか、新たに支援ネット各構成機関が行う様々な支援情報を一元的に情報提供する「中小企業支援ネットひょうご」ポータルサイトを構築し、情報発信機能の多様化を図る。

なお、「ひょうご産業活性化センター」等関係支援機関の連携強化としては、「中小企業支援ネットひょうご」に全体会議、幹事会等を設置し、各支援機関の連携促進に努めるとともに、(財)ひょうご産業活性化センターに新たに経営支援の知識と経験のある「総合相談ナビゲーター」を設置し、各支援機関との連携相談のための適切な繋ぎ、適切な振り分け、事後フォローなどを行うことでコーディネート機能の充実を図る。

② 経験や資格のない者が新たに開業する場合を対象とした「新規開業貸付（経験・資格なし）」については、原則として、開業に必要な資金の50%以上の自己資金が必要としている（担保・保証人は不要）が、平成16年10月から、自己資金要件を「開業に必要な資金の30%以上」に緩和している。なお、自己資金が50%未満の者については、自己資金が少ない分、融資限度額は1,500万円、担保・保証人は「保証協会の定めるところによる」としている。

また、技術や経験を生かして開業しようとする者を対象とした「新規開業貸付（経験・資格あり）」については、経験が3年以上必要であるとする一方で、自己資金要件を緩和し「開業に必要な資金の概ね30%以上」としていたが、さらに平成15年10月からは「開業に必要な資金の概ね20%以上」に緩和しているところである。

平成17年4月からは、「新規開業貸付」の貸付期間について、運転資金5年を7年に延長した。

さらに、平成18年度からも、全資金で第三者保証人を不要としたことに伴い、「新規開業貸付」についても第三者保証人を不要としたところである。

第二創業についても、従来新分野進出後に既存事業の売上高が50%以上あることを申込条件にしていたのを、平成17年度より事業歴3年以上の企業については、当条件を不要としている。

③ 企業OBや専門家をマーケティングナビゲーターとして登録し、中小企業の新商品・サービスの販路開拓を支援する「マーケティングナビゲートシステム」により、中小企業の販路拡大を支援している。

④ 地域中小企業支援センターについては、創業予定者や小規模企業の経営者等が経営上の様々な課題を相談できる身近な中小企業の支援拠点として、各県民局管内の核となる商工会議所等にそれぞれ1箇所ずつ設置しており、創業や企業の経営革新を促進していくため、19年度も引き続き事業実施を支援していく。

(2) ①・② 兵庫県における企業誘致の総合窓口として「ひょうご・神戸投資サポートセンター」を平成17年4月に設置し、地元市町や関係団体との連携を密にしながら積極的な企業誘致活動に取り組んでおり、この結果、平成18年上期の工場立地件数が全国1位になるなど一定の成果を収めている。平成19年度においても、これまでの産業団地情報に加え、民有地等の情報をサポートセンターのホームページに掲載し、産業用地情報の発信強化を図るなど、積極的な企業誘致活動を行うこととしている。

また、産業集積条例に基づき拠点地区に進出する企業に対して、不動産取得税の軽減を講じているほか、新規地元雇用や設備投資等に係る補助金や低利融資の支援制度を設けており、これらの制度を活用しながら引き続き積極的な企業誘致に努めていく。

③ 地域準則の設定により緑地面積率等の低減を図るためには、「地域準則条例」の制定が必要である。地域準則は、特定の市町の特定の地域のみ適用されるものであるため、個別市町からの要望に基づいて条例を制定するが、これまでの2回のニーズ調査では、特に要望はなかったため、現在のところ地域準則については検討していない。「飛び緑地」については、これまでに3度、国に特区提案をしてきたが認められなかった。現在、経済産業省において、地域産業活性化法案による工場立地法の規制の緩和についても検討中であり、その動向を注視したい。

(3) 中小企業融資制度においては、先端技術の開発・先端機器の導入、情報化投資又は環境・エネルギー関連の設備投資を行う中小企業者を支援するため、「先端技術・情報整備貸付」を従来から設置しており、融資制度における最優遇金利を適用している。また、大型の設備投資に対応するため、融資限度額2億円の「設備活性化貸付」を平成18年度に創設したところである。

なお、それらの資金を利用する際に、平成18年度までは6か月又は1年以上の事業歴を要件としていたが、平成19年度からは事業実態があれば申込可能とし、創業期の中小企業者の融資申込における選択肢を拡大した（従来は開業資金で対応）。

(4) 神戸医療産業都市構想の推進に向けては、県としても、先端医療振興センター整備及び内視鏡訓練施設への補助、先端医療振興財団への出捐や同財団役員への県幹部就任など財政面・人材面での幅広い協力・支援を講じているところである。

また、神戸市が主催する神戸健康科学振興会議等に参画して、発展性ある将来ビジョンの検討や地域ネットワークづくりなど、クラスター形成のための取り組みについても協力しており、今後もこれらの支援・連携を継続する。

5. 産業基盤・情報通信基盤の整備

<要望事項>

(1) 高度情報通信基盤の整備促進

- ① 情報通信基盤の整備については、ますます都市部と地方の差が拡大しているため、地域間格差の是正、県内全域におけるブロードバンドインフラ構築の早期実現を図りたい。また、携帯電話の非通話地域解消を図るための施策として「ケータイエリア拡大プログラム」を創設されたが、引き続き支援されたい。
- ② テレビ放送の地上デジタル化への環境整備、特に難視聴地域におけるテレビ共同受信施設組合等の装置更新に対する費用の助成策を講じられたい。
- ③ ユビキタスネットワーク社会に中小企業が対応するための啓発に取り組まれるとともに、コンサルタントへの相談、調査などに要する経費への補助制度を講じられたい。

(2) 各地域におけるプロジェクト等

- ① 阪神地域
 - ・ 尼崎臨界西部拠点開発事業の整備をさらに促進し、尼崎 21 世紀の森構想や阪神なぎさ回廊整備などによる臨海部全域の都市再生の推進を図るとともに、既存工場の設備更新を促し、工場緑化を促進するため、特区制度を活用した工場立地法における「飛び緑地」の要件緩和等に取り組まれたい。
- ② 東播磨地域
 - ・ 加古川流域の下水道整備を促進されたい。また、県立加古川病院の早期改築及び整備を推進されたい。
- ③ 西播磨地域
 - ・ 西播磨テクノポリス開発計画の推進と播磨科学公園都市の都市機能整備の促進、並びに企業の誘致を強力に進められたい。
 - ・ 相生港（オープンポート）の特性を生かして公共岸壁の利用促進を図り、近隣諸外国との貿易拡大と地域産業の振興を図るため、基盤整備を中心としたサポートをされたい。また、赤穂港の整備にも取り組まれたい。

<回答>

(1) 平成 14 年 9 月から実施した「ブロードバンド 100%整備プログラム」により、全ての地域（電話局単位）で ADSL 等のブロードバンド環境が整備される目途が立っている。

なお、電話局から遠距離等で利用環境が不十分な地区（「字」等の単位）があるため、市町のケーブルテレビ整備を促進すると共に、民間事業者の参入を図るよう市町とともに要望活動等を行っていく。

携帯電話の不感地区の解消については、これまでの国庫補助事業に加えて、平成 16 年度に「ケータイエリア拡大プログラム」を創設し、携帯電話基地局の整備を支援しており、引き続き、ケータイエリア拡大プログラムを活用し、積極的に不感地区の解消に取り組む市町について、事業者へ参入を強く働きかけるとともに、基地局整備の支援を行う。

今後、平成 23 年 7 月にアナログ放送が終了し、デジタル放送に完全移行するが、デジタル化に向けた対応策は複数あるとともに、地域の実情によって一長一短があることから、県としては、平成 19 年度においては、「ひょうご地上デジタル放送受信対策検討会（仮称）」を設置し、国・市町等と連携して、円滑な受信環境の整備を図るために、必要な事項を検討する。

また、「ひょうご情報交流戦略」（重点取組期間 平成 19～21 年度）のもと、ユビキタスネットワーク社会に中小企業が対応するための支援に取り組むとともに、その利用環境を整備するため、個々の中小企業の IT 化ニーズに対応した専門家による指導助言を積極的に進めていく。

- (2) ① 水と緑豊かな自然環境を創出し、環境共生型のまちづくりを目指す「尼崎 21 世紀の森」を推進するため、市民、企業等からなる「尼崎 21 世紀の森づくり協議会」を運営し、すべての主体の参画と協働により、森づくり・まちづくりに向けた戦略的な取組を活発に検討・実践している。また、リーディングプロジェクトとして整備を進める「尼崎の森中央緑地」は、平成 18 年 5 月に一部開園し、臨海地域に多くの賑わいをもたらしている。今後も、苗木育成・植栽等、市民の協力を得ながら整備を進める。

なお、工場立地法の趣旨を損なわず、各工場の緑地確保の負担感を減少させながら地区全体としての緑地を増加させる方法として、「飛び緑地」の工場敷地面積への算入を可能とすることをこれまでに 3 度、国に提案してきたが、いずれも認められていない。現在、経済産業省で検討中の地域産業活性化法案において、面積率の一段の緩和方法について検討を進めているとのことであり、その動向を注視したい。

- ② 加古川流域下水道（下流処理区）は、加古川市、高砂市、稲美町及び播磨町を対象として昭和 62 年度に事業着手し、平成 4 年に供用を開始した。水処理施設等は流入水量に応じ計画的に増設を進めている。

平成 17 年度末の処理人口は、303,900 人で、82.9%の整備状況にあり、引き続き関連市町と連携を図り、整備促進に努めたい。

また、県立加古川病院は、東播磨地域の中核的の病院として、専門医療や政策医療を提供しているほか、地域医療の確保にも貢献しているが、施設の老朽化・狭隘化が進んでいることに加えて、糖尿病等の生活習慣病への対応や東播磨地域における救命救急センターの併設など、新たな医療ニーズに対応するため、より高度で専門的な医療を提供する病院として移転新築整備することとして、平成 17 年 3 月に新病院の基本構想を策定し、平成 21 年度の開院を目指して、整備事業を進めているところである。

平成 19 年度当初予算においては、建設費や工事監理費など、合計 3,470,057 千円を計上しており、本年 6 月頃の建築工事着工を予定している。

- ③ 県では、播磨科学公園都市に県立先端科学技術支援センターを整備し、宿泊機能のほか企業や研究機関向けの貸研究室の提供、開放型試験・分析室による分析支援、技術相談等による産業高度化のための利用支援を行っている。

また、当該施設を管理運営する（財）ひょうご科学技術協会において、西播磨地域の産業の技術高度化を図るための研究開発助成をはじめとする各種支援事業や技術相談・指導を行うとともに、「ひょうごクラスタープロジェクト」の技術支援拠点として、「兵庫ものづくり支援センター播磨」を運営し、産学官の連携による新技術、新製品の開発を促進する先進的のものづくりクラスターの形成を進めている。

さらに、播磨科学公園都市の特性を活かし、外国人研究者の在留資格に関する規制等の特例を導入することにより、国際的な研究拠点の形成と、新産業創出等による経済活性化を目指している。

6. 魅力ある兵庫づくり

<要望事項>

(1) 集客観光への取り組み

- ① 国内外から観光客が集う魅力ある兵庫を実現するため、六甲や淡路島、但馬などの恵まれた自然環境や、姫路城などの歴史的な街並み・建造物等の保存・活用を図るとともに、兵庫の観光ルート紹介や新しい観光スポットの発掘を行われたい。また、神戸空港の開港、ベイ・シャトルの就航を機に、兵庫県下はもとより広く関西各地域との広域観光連携を強化されたい。

- ② 産業ツーリズムを推進するため、県民や旅行エージェントへのPRに努めるとともに、「ひょうご産業ツーリズムバス事業」助成措置を引き続き実施されたい。また、グリーンツーリズム事業の充実強化を図られたい。
- ③ 県下各地の商工会議所では、地域の歴史や観光、産業等に対する事業者や市民の理解促進と内外へ地域の魅力をアピールするため、いわゆるご当地検定を実施、あるいは実施予定しているが、それら事業が円滑に運営できるよう、特に広報宣伝、合格者の活用事業の実施等について支援されたい。

(2) 人・環境にやさしい施策の推進

- ① 主要鉄道駅舎などのバリアフリー化をはじめ、ユニバーサルデザインに対応した段差のない道路や店舗等の施設整備を引き続き促進されたい。
- ② 海地域の環境美化改善対策をさらに推進するべく、臨港地区における海面浮遊物や通行車両からのゴミの回収を中心とする清掃作業の頻度を高めると共に、地元立地企業や来訪者の環境保全・美化意識を高揚するような施策を講じられたい。

(3) 各地域の要望

- ① 阪神地域
 - ・ 尼崎西宮芦屋港の西宮地区海岸部の御前浜から西宮港の間を親水空間として創生整備されたい。また、プレジャーボート・土運船等放置艇対策の推進と集積地としての整備を検討されたい。
 - ・ 六甲山を観光資源として総合的な開発・整備に努められたい。
- ② 神戸地域
 - ・ 「神戸・平成の居留地構想」は、海外からの来訪者を温かく迎え、新しいコミュニティの形成やまちの賑わい創出にも資するものとして、優秀な外国人研究者等を受け入れる施設の整備が主たるコンセプトである。同施設の国際交流機能をより強化する国際機関や外国の文化センター等の誘致等、民間で対応できない分野において、積極的な施策を講じられたい。
 - ・ 「神戸ルミナリエ」は資金面で厳しい状況にあるため、運営経費削減の工夫をするとともに、補助金などの公的資金の増額など安定的に継続開催できるよう必要な措置を講じられたい。
- ③ 東播磨地域
 - ・ 県立明石公園や明石海峡大橋関連の観光施設の整備促進を図られたい。また、明石港・大蔵海岸周辺の観光客の動線・ルートを整備されたい。
 - ・ 加古川上流域や河口等を観光・レジャー産業に活用できるよう施策を講じられたい。
- ④ 北播磨地域
 - ・ 高齢者が健康で安心して住み、生きがいと誇りを持って暮らせる“小野長寿の郷構想”の早期実現に努められたい。また、“ガーデニングシティ ONO”構想、及び広域的なグリーンツーリズム事業への更なる施策・支援を講じられたい。
 - ・ 都市と農村の交流の舞台として推進している「北播磨ハイランド構想」に対して、引き続き支援されたい。また、北播磨広域観光協議会が取り組むツーリズムを推進されたい。
 - ・ 県立フラワーセンターの観光施設としての機能が低下しているため、機能再構築と周辺開発を図り、将来展望を示されたい。
- ⑤ 中播磨地域
 - ・ 平成20年に開催される全国菓子博覧会の開催場所等について、全面的な配慮と万全の支援をされたい。また、平成21年から着工される姫路城の改修工事が、観光に与える影響を軽減にするため、イベントの実施等観光施策を実施されたい。
 - ・ 姫路駅舎、新駅北広場を含むエントランスゾーンの整備に関して主導的な役割を担われたい。
- ⑥ 西播磨地域
 - ・ 「相生駅南都市整備事業（相生駅南土地区画整理事業）」、「相生市那波丘の台地区市街地整備事業」の推進について引き続き支援されたい。また、平成17年3月に兵庫県が取り纏めた「西播磨なぎさ回廊計画」と整合性を図りつつ「相生湾臨海部活性化構想」の推進に対して、引き続き支援されたい。

- ・ 千種川の上流から下流まで遊歩道化（自転車道）の整備を図るとともに、名水 100 選の千種川の清流のPR及び保全に努められたい。

⑦ 但馬地域

- ・ 「コウノトリ翔る地域まるごと博物館（仮称）構想・計画」の早期具体化と平成 18 年度よりスタートしたコウノトリ放鳥事業が、地域経済活性化と連動するよう仕組みづくりに配慮されたい。また、円山川の詩情豊かな風景を観光資源として活かす施策を講じられるとともに景観保全を推進されたい。
- ・ 豊岡市・青田商店街振興組合における「カバンストリート事業」は、先進的な取り組みとして全国から注目されており、なお一層の事業の拡大と強化が必要であるので、引き続き支援されたい。

<回 答>

(1) ① 県では、(社)ひょうごツーリズム協会のホームページ「ひょうごツーリズムガイド」を通して、県内各地のツーリズム資源や、季節ごとの花だより、イベントなどの最新のツーリズム情報を発信しており、この中で県内の観光モデルルートも紹介している。19 年度、インターネット社会に対応した情報発信基盤づくりのためシステムの機能強化を図る中で、地域の真の魅力を紹介する観光ボランティアガイド推奨のモデルコースを集約して情報発信するなど、ルート紹介についても充実を図っていききたい。

また、(社)ひょうごツーリズム協会と連携し、地域資源の発掘・活用により多彩な体験観光プログラムの企画、開発と継続的な事業展開に取り組む地域への支援や、地域の多彩な資源を活用し、地域ぐるみで意欲的に交流人口の拡大による活性化に取り組む事業への支援を通じ、地域主体の新たな観光スポットの発掘をサポートしていききたい。さらに、地域のツーリズム関係者自らが旅行会社や旅行雑誌等のマスコミ関係者に対して、ツーリズム資源の現地視察と魅力をアピールするとともに、地域資源の活用・売出方策、課題に対するアドバイスを受けるための意見交換を含めた場を設定し、地域資源の再発見・地域主体の交流の仕組みづくりを支援していききたい。

神戸空港、ベイ・シャトルについては、利用推進を図るため関係者で構成される協議会に県も参画しており、こうした場も活用しながら、関係機関と連携し、広域観光連携の強化を図っていききたい。外客誘致の面においても、関西府県と連携した取組において、ベイシャトルを活用したモデルコースの下見視察旅行を実施するなど海外の旅行エージェントへのPRに引き続き努めていくとともに、既に「ひょうごツーリズムバス」の対象施設として登録している「神戸空港」を含めた近隣府県の周遊旅行への需要を喚起していききたい。

② (社)ひょうごツーリズム協会ホームページにおいて、県民が見学できる産業ツーリズム施設を紹介するとともに（平成 19 年 3 月 19 日現在 241 ヲ所）、産業ツーリズムに関するパンフレット『HYOGOものづくり百科ーひょうご産業ツーリズムガイドー』を各種会議等で配布するなどPRに努めている。

また、「ひょうご産業ツーリズムバス事業」については、産業ツーリズムの更なる普及・啓発を図るため、平成 19 年度も引き続き実施することとしている。

【ひょうご産業ツーリズムバス事業 概要】

対象 : 県内及び海外の旅行者が、産業ツーリズム施設を 2 ヲ所以上訪問する際に利用するバス借上げ料金。

条件 : (ア) 地域単位等団体での来県であること

(イ) 指定する産業ツーリズム施設を 2 ヲ所以上訪問すること

(ウ) 海外からの旅行については、兵庫県内で一泊以上すること

助成額 : バス借上げ料金の 1/2 以内（千円未満切り捨て）で、5 万円を上限とする。

台数 : 200 台

③ 県下では、但馬検定や有馬学検定をはじめ、明石・タコ検定、姫路観光文化検定、かこがわ検定などが実施されており、地域内外への魅力のPRや地域住民の意識の醸成に寄与している。

県では、このような地域の意欲溢れる取り組みをひょうごツーリズム協会の広報宣伝事業を通して、積極的にPRしていくとともに、これらの取り組みにより獲得した知識を最大限に発揮し、地域でツーリズム振興に活躍しようとする人々の活動に対して、「体験観光」推進団体育成助成事業やひょうごの観光地活性化支援事業など、各種支援策を活用しバックアップしていくほか、ボランティアガイドの活動ノウハウの向上と相互交流を目的としたセミナーの開催によるボランティア活動の活性化支援などを進めることにより、検定合格者の活用に努めていきたい。

(2) 鉄道駅舎のバリアフリー化については、既存駅舎へのエレベーター等の設置を促進するため、平成5年度から市町と共同して鉄道事業者に対して設置費の補助を行っており、県下で1日当たりの平均乗降客数が5千人以上ある鉄道駅舎のすべてが概ね平成22年度までにバリアフリー化することを目指している。

また建築物、公共交通機関、道路、公園等の一体的な整備を行うため、市町が「福祉のまちづくり重点地区」を指定した場合には、当該重点地区における県管理道路の改善等を率先して実施しているとともに、重点地区の面的な整備を推進するため、地区内の中小企業者等の店舗のスロープ設置等の改修費補助を行いその推進に努めている。

さらに、平成18年度からは、市町と連携を図りながら、県民にユニバーサル社会づくりの具体的方向性を示し、全県におけるユニバーサル社会の早期実現を図るため、「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」に基づきハード・ソフト両面でのまちづくりを重点的に実施する「ユニバーサル社会づくり実践モデル地区」を指定し、バリアフリー化改修を行う民間事業者の支援を行うこととしている。

大型店の撤退等により顧客離れが懸念される大型店の同居テナント団体又は近隣商店街等の共同施設の整備を支援するため、商店街等がユニバーサルデザインに対応した共同施設の整備を図ることができる大型空き店舗隣接商店街魅力アップ事業を19年度も引き続き実施するとともに、阪神淡路大震災復興基金事業の共同施設建設費助成事業も補助率、補助限度額の引き上げによる支援の強化をしたところである。

こうした施策を活用する商店街等にユニバーサルデザインに対応した施設整備を図るよう働きかけることとしている。

(3) ① 人と海とが豊かに触れ合える水辺空間の創造を目指すとともに、海辺のみならず、阪神間の豊かな歴史的・文化的遺産とも連携させ、回廊周辺の整備を進め、大阪湾ベイエリアの新たな創造を目指す阪神なぎさ回廊の整備を進めており、特に、貴重な自然の残る御前浜周辺は、回廊の拠点となる区域である。

そのため、引き続きワーキンググループを設置し、御前浜の整備のあり方について、地域住民、海辺利用者、学識経験者、行政関係者とともに一緒に考えていく取り組みを図っている。

また、本県におけるプレジャーボート対策については、保留保管能力の向上のための施設整備等、ハード対策と、プレジャーボート所有者等に対する普及啓発や適正な保管場所への誘導等、ソフト対策を両輪として推進している。

施設整備については、緊急的な放置艇対策として、ボートパーク整備事業により、地域実情に合わせた係留保管施設等の整備を行っており、尼崎西宮芦屋港の西宮浜北護岸に現在、約238隻分の係留保管施設を整備中である。

平成19年4月より当該施設の一部を供用開始し、放置艇を誘導、集約するとともに、誘導に応じない船舶等については強制的な措置も検討しており、規制と利用のバランスのとれた総合的なプレジャーボート対策を推進していく。

なお、土運船については平成4年1月に、西宮防波堤における土運船の利用に関し、港湾施設及び船舶等の損傷防止等安全かつ適正な管理を目的とする「土運船係留安全管理協議会」が設置されている。

土運船対策として、引き続き、「土運船係留安全管理協議会」に対して、適正な土運船の係留を指導していく。

- ② 「神戸・平成の居留地構想」については神戸商工会議所の提唱により、商工会議所、行政、大学、民間企業で構成される「神戸・平成の居留地（仮称）」研究会が平成 18 年 2 月 27 日に発足され、兵庫県も同研究会の構成メンバーとして参画している。

県では、阪神・淡路大震災からの復興をめざすシンボルプロジェクトとして、HAT 神戸において新しい都市づくりを推進しており、現在、WHO 神戸センター、国際エメックスセンター、アジア防災センター、JICA 兵庫国際センター、アジア・太平洋ネットワークセンターなど国際機関・施設の集積が進んでいるところである。

また、外国人県民が安全で安心して生活できる地域づくりを目指して、多言語による外国人相談や各種情報提供、国際学校や留学生への支援などにも積極的に取り組んでいる。

今後は、平成の居留地構想案が具体化される中で、構想に係るニーズをしっかりと見極め、県施策との整合性も図りながら、産学官の役割分担のもと協力していきたい。

神戸ルミナリエについては、主催者の一員として、安定的に継続開催できるよう収入増、支出減の対策に取り組んでいきたい。県の補助金の増額は困難であるが、現在の補助額の維持及び県関係機関や職員への募金等の呼びかけについて、引き続き努力していきたい。

- ③ 明石公園は、城趾という歴史的文化遺産と緑豊かな環境の中に多様な施設を有し、年間約 300 万人が利用する全国有数の都市公園である。阪神・淡路大震災で大きな被害を受けた国の重要文化財である「巽櫓・坤櫓」は、文化庁の厳しい指導のもとに修復し一般公開するとともに、城趾全体が史跡指定されるなど、文化財としての保存と調和に取り組んできた。近年では、「武蔵の庭」の整備のほか、国体開催にあわせて自転車競技場の改修を行っている。さらに、平成 18 年度においては、「つかう」の視点に立ち、ユニバーサルトイレを整備するとともに、第 1 野球場のバッティングゲージ購入やダッグアウトのベンチ改修など施設水準の向上に努めている。

また、菊花展など、これまで毎年多くのイベントが実施されており、平成 18 年度においては、城趾の歴史的特徴を生かした「武蔵の庭」で住民の参画と協働によるお茶席が実施されるとともに、7 年ぶりに「明石薪能」が復活上演された。平成 19 年度には、この薪能を支援するため兵庫県園芸・公園協会が、組立式能舞台を整備する予定であり、薪能が公園の風物詩として定着していくものと期待している。

今後とも、明石市をはじめ地域や利用者等の意見を踏まえ、文化遺産や景観との調和を図りつつ、施設の充実に努めるとともに、本公園のポテンシャルを生かしたイベント開催などにより、魅力ある地域づくりに資する公園にしていきたいと考えている。

- ④ 居住ゾーンである山田地区については、平成 15 年度に実施した事業参画意向に関するアンケート等の結果、事業期間が長く見通しが立たないなどの指摘があり、開発モデルをそのまま事業化することが困難な状況である。

一方、交流ゾーンである市場地区については、構想全体の魅力を高め、山田地区への住み替えのインセンティブとなるような健康・交流施設のあり方について検討を行い、これまでのところ有識者等からは、市場地区の自然を活かした森林療法や伝統医学療法等の組合せ健康プログラムの提供をコア事業として施設を展開してはどうかとの提案がなされている。

健康プログラムの提供が、構想のコア事業として成立するためには、療法を組み合わせることにより、さらに健康維持増進・疾病予防改善効果が上がることを検証する必要があるなど、課題があることから、専門家の意見を聴きながら、関係部局と連携を図り検討を進めている。

北播磨県民局では“交流と共生”の理念のもと、地域に多く存在する里山などの自然や伝統文化など地域の特性を生かし引き続き 1500 万人の交流創出を目指すなか、都市部における拠点づくりや歳時記の作成等北播磨の魅力情報の発信など、都市と農山村の交流を積極的に促進することで新たな地域文化の創造と賑わいの創出に取り組むこととしている。

こうしたなか、来訪者が北播磨地域を魅力あふれる元気な地域であると実感し、また訪れたいと感じられるよう、平成 19 年度も引き続き「北はりま田園空間博物館交流推進事業」を実施するとともに、地場産業や自然等を活用した体験型ツーリズムの推進や北はりまハイランド・ふるさと街道の整備を推進するなど、「北はりまハイランド構想」の実現に向けた取組みを支援していく予定である。

また、北播磨広域観光協議会が取り組むツーリズム事業についても積極的に支援を行っており、平成18年度においては、国体開催にあわせ、北播磨を訪れる人が便利に使える「食」の情報を提供するため、飲食店や特産品販売所等の場所・詳細情報を提供するグルメガイドの発行事業や、インターネットが急速に普及する現在において、北播磨の多彩なツーリズム情報を利用しやすいように提供するための観光ホームページ開設事業など、北播磨広域観光協議会の事業を支援している。

平成19年度においても、観光ホームページにおける情報掲載者を増やし、地域情報の収集及び発信強化を図るために、北播磨広域観光協議会が開設するホームページ情報発信講座等を支援する予定であり、今後も、北播磨のツーリズムについて、北播磨広域観光協議会等と連携し、積極的に推進していきたい。

本年度開園30年目を迎えた県立フラワーセンターは、花と緑に対する関心の高まり、余暇時間の増大等の中にあつて、県民の新しいライフスタイルに応えることの出来る施設であることが求められているところである。

このような状況を踏まえ、昨年度にフラワーセンターの今後の役割やあり方を検討する委員会を設置し、その検討結果をふまえ、本年度はフラワーセンターリニューアルに係る設計者をプロポーザルにより選定し、基本計画を策定したところである。

基本計画では、県民が集い、憩いのなかで学び、生き生きと暮らすための施設である「時代のニーズに呼応する花と緑の総合ガーデン」をコンセプトとし、ガーデン機能、県民参加機能、学習機能、産業振興機能、情報受発信機能の5つの機能を備え、有機的に稼働させる施設整備を行うこととしている。

また、施設整備と併せて、施設運営の効率化を図るとともに、各種体験プログラムや飲食、物販の充実を図り、よりよいサービス提供を行っていききたい。

- ⑤ 第25回全国菓子大博覧会・兵庫の開催にあたって、県では、姫路市や兵庫県菓子工業組合とともに実行委員会に参画し、事務局に県職員を派遣しているほか、開催経費についても、応分の負担を行っているところである。

また、平成19年1月には、国体のイベントを担当したベテラン職員を実行委員会事務局長に派遣するなど、開催に向けた支援体制の充実を図ったところであり、さらに、4月から本格的な開催準備を図るため、派遣人員を増員することとしたところである。

今後とも、博覧会の準備に万全を期し、姫路市、菓子業界、姫路商工会議所などと共に手を携えて、成功に導いていきたい。

また、平成21年度から、姫路城の改修工事が開始されるが、姫路市には、姫路城をはじめ、書写山円教寺や灘のけんかまつり、塩田温泉、手柄山、姫路おでん、姫路の駄菓子など、数多くの魅力溢れる資源が息づいており、これまで、観光情報の一つとして、ひょうごツーリズム協会のホームページや神戸ルミナリエ等の大型イベントでのPR、各種観光展への出展などにより、全国に向けPRしてきた。

さらに、県では、平成21年度4～6月の3ヶ月間、JRグループ6社とタイアップした destinations キャンペーンを中核に据えた、兵庫の魅力を全国に発信する大型観光交流キャンペーンの実施を予定しており、当キャンペーンを通じて、より一層、姫路市の魅力をPRしていきたい。

姫路駅周辺については連続立体交差事業、土地区画整理事業及び関連道路事業が一体的に実施されており、姫路市が施行する姫路駅周辺土地区画整理事業については、平成元年度に事業計画を決定し、連続立体交差事業用地の確保、南北交通軸の形成及び駅前広場等の公共施設の整備改善を目的として事業が進められ、平成18年度末時点で仮換地指定率は98%、進捗率は総事業費ベースで35%となっている。

県としては、連続立体交差事業の事業効果早期発現のため、南北方向の都市計画道路の物件補償や整備を積極的に進めるとともに、駅前整備に係る大規模移転物件補償費等、適切な予算確保に努め積極的な事業推進が図られるよう取り組んでいくこととしている。

また、エントランスゾーンについては、駅前広場及び駅ビルの整備計画を早急に策定する必要がある。県としては播磨の中核都市の顔としてふさわしい整備計画とその実現に対し、より積極的に指導していきたい。

- ⑥ 相生駅南地区は相生駅の南側に面し、相生市の玄関口として重要な位置であるにもかかわらず商業地及び住宅地の密集混在化した状態で、駅前地区としての地域特性を生かしていない。

このような事から、相生市の玄関口としてふさわしい整備を行うため、平成元年より土地地区画整理事業を行っている。事業も最終段階となっており、早期の完了に向けて指導していききたい。

次に、相生市那波丘の台地区は大正時代から戦前にかけて企業社宅が多く建てられ、その後の建て替えが進まなかったことから、老朽化した長屋、戸建て住宅等が密集混在している。そのため、基幹的公共施設整備と共に既成市街地の住環境改善を図ることを整備目標に、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）と土地地区画整理事業の合併施行により、効果的なまちづくりを進めている。老朽住宅買収除却が平成 19 年度をもって工事が終わることから、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）については事業完了するが、土地地区画整理事業は引き続き事業を行うため、早期の完了に向けて指導していききたい。

また、相生市によって、平成 18 年 1 月に策定された「相生湾臨海部活性化構想」については、県としても西播磨県民局の関係課が同検討会の委員となっており、「西播磨なぎさ回廊計画」と整合性を図りつつ、引き続き支援していききたい。

- ⑦ コウノトリの野生復帰をさらに進めていくため、昨秋に 2 回目の放鳥を実施し、多数の参加をいただいたほか、本年 3 月には、物販や観光情報の発信を行う地域交流センター「コウノトリ本舗」がオープンしている。さらに 19 年度は、18 年度に策定した基本構想に基づき、環境優先型の持続可能な地域づくりを目指した「コウノトリ自然博物館構想」を推進していくこととしている。

コウノトリの放鳥により豊岡の知名度が全国的に上がり、コウノトリの郷公園に多くの見学者が訪れる中、豊岡を含む但馬地域の観光資源を網羅した「但馬ツーリズムガイドマップ」、ホームページ「但馬情報特急」、JR の車内広告等による但馬地域の情報発信を行うことにより、但馬地域全体での観光客入り込み数の増加を図っていく。

平成 16 年の台風 23 号により甚大な被害を受けた円山川では、国土交通省が河川改修事業を実施しているが、その計画策定にあたっては、河川の環境や景観の保全に配慮した検討を行っており、県としても、国の河川改修の推進に協力していききたい。

胄田商店街における地場産業の「カバン」を切り口とした商店街の活性化に向けた取り組みである「カバンストリート事業」については、「先導的活性化事業」で 2 年間支援してきた。

本事業は、地域及び商店街の活性化に効果があると考えられることから、今後とも取り組みを継続されることを期待しており、今後、商店街が主体的に空き店舗活用支援事業や地域連携イベント事業等を実施する場合は、積極的に支援していききたい。

7. 総合交通体系等の整備

<要望事項>

(1) 空港の機能強化と利用促進

- ① 神戸空港は、平成 18 年 2 月の開港以来、多くの利用者や見学者が訪れたが、今後はこのインパクトを県内産業・経済の活力につなげていくことが重要な課題である。兵庫県におかれても、神戸市、地元経済界と協力して、就航先都市との経済交流・観光振興を推進し、運用時間の延長やダイヤの改善を図るとともに、さらなる利活用の促進について、積極的に取り組まれない。また、県内各地からの交通アクセスの利便性向上に努められたい。
- ② 関西 3 空港時代に入って、それぞれの空港の役割を認識した上で、大都市に隣接する内陸型空港としての大阪国際空港の利便性を生かした国内基幹空港としての位置付けを一層強調した施策を進められたい。
- ③ 但馬空港周辺整備事業の促進及び東京直行便の早期実現に取り組まれない。また、就航率向上のため引き続き空港施設の整備を進められるとともに、利用促進について支援されたい。

(2) 港湾整備事業の推進

- ① 神戸港にとって広域連携は復活のキーワードであり、大阪湾諸港の一開港化の早期実現を図るとともに、将来の課題として一元管理を行うポートオーソリティの設置に向けて兵庫県としても支援されたい。更に、神戸港への貨物増加に寄与する内外企業の誘致や効果的なポートセールスを引き続き進められたい。
- ② 明石港の東外港地区の整備、建設骨材荷揚場移転、ターミナル機能の強化等再整備事業について、早期実現を図られたい。また、明石・岩屋間の旅客航路の存続に対して支援されたい。
- ③ 工業製品の出荷や工業原料の入荷に利用されている東播磨港を、一般移動手段としての機能、及び観光船が入出港するような商業・サービス機能を併せ持つ港として整備されたい。また、沿岸住民から苦情が出ている点在する骨材置場を早期に撤去されたい。

(3) 道路網の整備

地域経済の活性化と緊急時の円滑な交通網を確保するため、高速性・代替性を備えた高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備をより一層推進され、特に下記の道路を重点的に整備されたい。

また、公共交通優先施策等による渋滞解消の研究、主要幹線道路における歩道のバリアフリー化・電柱の地中化等を引き続き推進されたい。さらに、人と自動車が共存し、安全・安心のまちづくりを実現するため、自動車が自然に減速するような段差やカーブなどを取り入れた歩行者優先の「コミュニティ道路」について地元自治体とともに積極的な設置を図られたい。

① 大阪湾岸道路・第二名神高速道路の早期全線整備促進

大阪湾岸道路については、西伸部（六甲アイランド～名谷ジャンクション）のみが未整備であり、この区間が早期に着工されるよう、兵庫県としても「六甲アイランド～駒ヶ林南間」の都市計画決定に向けて、積極的に取り組まされたい。また、第二名神高速道路の全線整備は、物流の効率化や、将来の交通需要にも対応できるなど、広域的な高い経済効果が期待できるため、兵庫県としてもその早期整備に向けて、引き続き積極的に推進されたい。

② 阪神地域

- ・都市計画道路山手幹線の尼崎以東（大阪府側）への接続につき大阪府への働きかけ強化。
- ・国道176号線名塩道路の早期完成。
- ・主要地方道尼崎港線（五合橋線）の国道43号以南の拡幅工事の整備促進。
- ・尼崎宝塚線（武庫の里以北）拡幅事業の早期完成。
- ・主要地方道大沢西宮線（西宮北有料道路南進事業区間以南）から都計道路建石線までの間の整備促進。

③ 淡路地域

- ・神戸淡路鳴門自動車道通行料金の恒久的な値下げにつき関係機関への働きかけ強化。
- ・紀淡連絡道路の早期実現。

④ 北播磨地域

- ・国道175号（平野拡幅、神出バイパス、西脇北バイパス、西脇ランプ（上戸田））の整備。
- ・加西インターと加古川北インターとの連絡道路整備。
- ・神戸市から三木市へのアクセス道路となっている県道の整備。

⑤ 東播磨地域

- ・東播磨南北道路の整備促進。
- ・国道2号（尾上小野線～平野神野線区間、加古川橋梁区間）の4車線拡幅、一方通行区間の対面通行の早期実現。
- ・都市計画道路 尾上小野線（加古川市）の整備促進。
- ・第二神明道路（大久保ジャンクション～永井谷ジャンクション）の建設促進。
- ・永井谷ジャンクションと阪神高速道路北神戸線及び垂水ジャンクションとの接続の促進。
- ・県道明石～小部線（明石市鷹匠町明石公園西）、明石高砂線の新明町以西の早期拡幅。
- ・加古川左岸線（上庄橋～国道2号交差点）の整備促進。
- ・山陽自動車道加古川北インター周辺道路の整備促進。

⑥ 中播磨地域

- ・播磨臨海地域道路の早期実現。

⑦ 西播磨地域

- ・中国横断自動車道 姫路鳥取線
- ・国道2号（相生～有年間）拡幅工事の早期完成。
- ・龍野・揖保川・御津南北連絡道路の整備推進。
- ・揖龍南北幹線道路の整備促進（中国自動車道山崎インターチェンジ～国道250号）。
- ・国道250号（高取峠周辺及び坂越橋周辺）の4車線化。
- ・相生湾埋め立てに伴う道路直線化整備促進。
- ・高取峠の早期トンネル化。
- ・坂越大橋の早期事業化。
- ・相生市西部を南北に走る県道竜泉那波線（西部幹線）全線の早期完成。

⑧ 但馬地域

- ・北近畿豊岡自動車道の整備促進。
- ・鳥取豊岡宮津自動車道の整備促進。
- ・円山川右岸道路の整備促進と豊岡までの北伸。

(4) 鉄道網等の整備

下記の県内鉄道網の整備を関係機関と連携し推進されたい。

① 阪神地域

- ・阪神電鉄本線（鳴尾工区）連続立体交差事業の早期完成。

② 北播磨地域

- ・JR加古川線（加古川～谷川間）の複線化・高速化と各駅の周辺整備。
- ・神戸電鉄粟生線の全面複線化。

③ 東播磨地域

- ・山陽電鉄各駅・駅周辺の環境整備、山陽電鉄連続立体交差第二期工事の積極的推進。
- ・西明石駅へのひかり号の停車本数の増加、レールスターの停車要請。

④ 西播磨地域

- ・JR姫新線の増便・スピードアップ。さらには電化・高速化。
- ・JR相生駅に停車する新快速電車（赤穂行き・上郡行き）の延長運行本数の更なる増加及び、智頭急行の特急列車停車。
- ・JR赤穂線と新幹線との接続利便性の向上。

⑤ 但馬地域

- ・福知山線・JR山陰本線（福知山～城崎間）の複線化と城崎以西（城崎～伯耆大山間）の電化・高速化及び利用率向上に資するダイヤ編成。
- ・JR山陰本線余部鉄橋の橋梁架け替えによる列車運行の定時性確保。
- ・JR播但線（寺前～和田山間）の電化・高速化。

<回 答>

- (1) ① 神戸空港は、本県の空の玄関口として広く県民に利便をもたらす広域交流施設であることから、引き続き、空港整備に対する財政的支援を行う。
また、開港後も引き続き参画している「神戸空港利用推進協議会」の一員として、より一層の需要喚起及び利用推進や利用者への利便性向上を図っていく。
- ② 大阪国際空港については、環境と調和した都市型空港として、平成17年度よりYS代替ジェット50枠の順次削減（平成19年4月1日に代替枠解消）や高騒音ジェット機の就航禁止といった運用見直し措置がとられているが、県としては今後とも地元市等の意向を尊重しつつ、利用者利便の確保に努めるとともに、引き続き基幹空港としての役割を果たしていくよう国に働きかけていく。
- ③ コウノトリ但馬空港からの東京直行便については、国等に強く要請中であり、平成16年9月に取りまとめられた羽田空港スロット懇談会において「羽田空港再拡張後においては、一定の範囲で小型航空機の乗り入れについて検討することが望まれる」と初めて記載されたところである。

県としては、引き続き、地元や全国地域航空システム推進協議会と連携を図りながら、国にコンピューター枠の実現などを強く働きかけ、羽田空港再拡張を契機とする羽田直行便開設をめざして取り組んでいくこととしている。

また、除雪等適切な空港運用により、就航率向上に引き続き努めるとともに、空港の知名度アップ・利用促進を図るため、各種イベント開催や京阪神等でのキャンペーン活動を引き続き実施するほか、羽田直行便実現に向けた需要喚起・機運醸成に資するため、首都圏でのPR活動等に重点的に取り組むなど、今後とも、地元とともに利用促進に努めていきたい。

(2) ① 東アジアとの近接性から多くの中規模船舶が湾内の複数港に寄港している大阪湾諸港の実情に鑑み、神戸港など各港連携による入港料の低減を含む大阪湾諸港の一開港化の実現および港湾コストの低減による国際競争力の強化に取り組んでいる。

② 東外港地区の整備、建設骨材荷揚場移転、ターミナル機能の強化等の明石港再整備計画については、明石港をとりまく社会経済情勢や明石市の財政状況、砂利揚場移転先地域住民の状況などを考えると直ちに推進できる状況にはないことから、砂利揚場移転は長期的課題とし、現在、現砂利揚場において環境対策の充実を図っているところである。

③ 本四架橋開通後、瀬戸内海の旅客船事業の需要は大きく減少しており、明石港においては明淡高速船が、津名港では南海淡路ラインがすでに撤退し、洲本港では洲本パールラインが撤退を表明している。このような状況の下、東播磨港における旅客船事業は困難であると考えている。今後、瀬戸内海クルージングなどの観光事業等による需要があれば、それに対応していきたい。

また、当港に存在する砂利揚場においては、野積み場の利用状況や周辺へ与えている影響を踏まえて環境対策を進めているところであり、今後も必要に応じて環境対策を進めていく。

(3) ① 大阪湾岸道路西伸部の、六甲アイランド～駒ヶ林南間の環境影響評価及び都市計画決定の手續については、平成17年2月に着手し、環境影響評価方法書の縦覧及び項目・手法の選定等を実施してきたところである。平成19年度内の都市計画決定を目指し、引き続き手續を進めていく。

また、都市計画決定後、速やかに事業化を図るため、国費の重点投資と地方負担軽減を図る新たな事業制度の創設を国に提案している。

今後、平成19年中に策定される道路整備の中期計画に本路線の整備を位置づけるとともに、地方負担軽減を図る新たな事業制度が創設されるよう、国に強く働きかけていく。

また、第二名神高速道路は名古屋市を起点とし、神戸市に至る延長約174kmの高速自動車国道であり、特に中国自動車道の宝塚トンネルを中心とした慢性渋滞の解消を図るなど、交通の円滑化並びに交通環境の改善を図り、国土、地域の発展に大きく寄与する路線である。

現在、平成18年3月に締結された西日本高速道路株と(独)日本高速道路保有・債務返済機構との協定において、兵庫県域を含む高槻～神戸間は平成30年度完成が示され、現在事業が進められているところである。

平成20年春には亀山～大津間の供用が予定される一方、大津～城陽間(約25km)、八幡～高槻間(約10km)は当面着工しない区間とされ、全線整備の目途はたっていない。

このため、県としては、大阪府をはじめとする沿線府県市と連携して、第二名神高速道路の必要性、重要性を国、西日本高速道路株式会社等に強く訴え、全線の整備促進を要望していく。

② 国道176号名塩道路は、西宮市生瀬地区をはじめとする交通混雑の解消並びに交通安全確保を目的とした延長約10.6kmの道路で、国により事業が進められている。平成17年度末までに暫定をふくめ約4.8kmを供用しており、現在、西宮市大西町・西ノ町地区及び木ノ元地区の改良工事を促進している。県としては、国に事業促進を働きかけるとともに、事業推進に積極的に協力していきたい。

都市計画道路尼崎宝塚線については、阪神高速道路湾岸線末広ランプから伊丹市を経て宝塚市の中国自動車道宝塚 I C 及び国道 176 号へ連絡する阪神間中央部の南北主要幹線道路であるが、尼崎市の元浜工区外 6 工区、約 4.6 km で事業を進めており、平成 18 年度は、尼崎市・伊丹市境の武庫・山田工区及び宝塚市の小浜南工区で事業着手しており、平成 24 年度までの全線整備を目指していきたい。

主要地方道大沢西宮線については、西宮北有料道路南伸事業区間の終点である甲山高等学校のバスロータリー付近から鷲林寺南町バス停までの区間について、現道の拡幅整備を計画しており、現在、関係地元自治会等と協議調整を進めながら事業を進めている。このうち北側の鷲林寺地区では、2 車線改良済みではあるものの狭隘な歩道（60 cm 程度）が片側のみを設置されている状況であり、鷲林寺町交差点は右折レーンがないことから渋滞が発生しているため、当面、この区間を優先的に整備していく。

- ③ 本四道路の通行料金は、基本料金から 2 割引の特別料金からさらに 1 割引となる新特別料金が適用されているが、依然として他の高速道路等に比べ通行料金が大きく、割引制度にも差があるなど割高感が強いと、国及び本四高速道路株に対し、これらの解消を要望している。

※要望内容

道路特定財源を活用し、利用者負担の公平性確保の観点から、著しく高水準な海峡部などの通行料金を高速自動車国道並みに統一する抜本的な料金体系の見直し、及び利用者ニーズを踏まえた柔軟な料金割引の実施。

昨年 12 月政府・与党でまとめられた「道路特定財源の見直しに関する具体策」でも道路特定財源を活用した高速道路料金引下げが示されており、出資関係府県市と連携を図りながら、引き続き本四道路料金の引下げの取組みを強く求めていく。

紀淡連絡道路のような国家プロジェクトについては、現下の厳しい社会経済情勢を踏まえ、十分な必要性の検証や厳密な事業評価のもと、国民の理解を得ながら進められるべきものと考えており、今後とも「大阪湾環状紀淡連絡道路建設促進協議会」（2 府 5 県 3 政令市で構成）等において、国土交通省や関係自治体と連携を図りながら、紀淡連絡道路をはじめとする大阪湾環状道路の実現に向けて取り組んでいく。

- ④ 国道 175 号については、国で平野拡幅、神出バイパス及び西脇北バイパスを事業中である。このうち神戸市内の平野拡幅（L=3.3 km）、神出バイパス（L=5.7 km）については、現在、用地買収及び工事が進められている。県としても、早期完成が図られるよう国に要望していきたい。

また、西脇北バイパスは、東播丹波連絡道路の一部区間として、現在、用地買収及び埋蔵文化財調査を促進しており、平成 18 年度に工事に着手した。さらに、西脇バイパスの暫定 2 車線の区間についても、平成 19 年度から 4 車線化の事業に着手されるように国に要望しているところである。県としても、早期完成が図られるよう国に要望するとともに、事業推進に積極的に協力していきたい。

- ⑤ 東播磨南北道路は、平成 10 年度から国道 2 号～（主）神戸加古川姫路線間の約 6.0 km について、地域高規格道路等として事業を進めており、現在、用地買収・本工事の推進を図っている。今後も地元の協力を得ながら事業の促進を図り、平成 21 年度の県立新加古川病院の開院に合わせた暫定供用を目指し整備を促進していきたい。

国道 2 号のうち、加古川市内中心部については、加古川市の中心市街地の活性化に向けて、市、地元団体とともに「加古川駅周辺にふさわしいまちづくり検討会」を立ち上げる等、まちづくりの方向を明確化するとともに、まちづくりと一体となった国道 2 号等の道路整備のあり方を検討していきたい。

神戸西バイパスは、垂水 JCT から石ヶ谷 JCT までの延長 12.5 km の地域高規格道路で、このうち、垂水 JCT から永井谷 JCT に至る自動車専用部 5.6 km、一般部 4.4 km については、平成 10 年 4 月に明石海峡大橋と同時供用した。

永井谷 JCT から石ヶ谷 JCT の間については、現在、国が用地買収及び工事を進めており、自動車専用部の事業主体の決定も含め、積極的な取組みを国に要望するとともに、事業推進に積極的に協力していきたい。

加古川左岸堤防道路は2車線整備済の道路である。小野市から加古川市日岡山付近までは県道加古川小野線となっており、これより以南は加古川市道となっている。

現在、東播磨地域臨海部と内陸部の地域間における交通混雑に対する対策としては、東播磨南北道路の整備を図ることとしている。

加古川北インターチェンジの周辺道路としては、県道高砂北条線の整備を促進しており、国道2号加古川バイパス西井ノ口交差点以北の神吉バイパス(1.6km)について平成18年9月に完成供用させたところである。引き続き北伸する宮前バイパス等の整備を推進していきたい。

- ⑥ 播磨臨海部の4市2町では「播磨臨海地域道路網協議会」を設立し、播磨臨海地域における道路網のあり方やその実現に向けての研究調査や広報活動を行っており、本県もその活動に参画して協力するとともに、国の予算編成に対する提案等において、本道路の早期具体化の要望を行ってきている。

また、平成17年8月には、県が事務局となり、地元4市2町を構成員とする「播磨臨海地域道路検討会議」を新たに設置し、本道路の計画の具体化に向けた協議・検討を進めているところであり、18年度は概略設計を実施、19年度は区間別優先順位の検討等を行い計画の熟度を高めていきたいと考えている。

今後、平成19年中に策定される道路整備の中期計画に本路線の整備を位置づけるとともに、必要な財源確保と早期事業化が図られるよう、国に強く働きかけていく。

- ⑦ 中国横断自動車道姫路鳥取線は、山陽、山陰及び中国地方の山沿いの地域を山陽自動車道や中国縦貫自動車道と連携しながら一体的に結び、輸送時間の短縮、沿道地域の産業や経済、生活や文化の発展に不可欠な道路と認識している。

また、播磨科学公園都市へのアクセスとして、西播磨地域を中心とした経済・文化・交流の発展にも寄与する道路である。

県としては、姫路鳥取線の必要性、重要性を踏まえ、高速ネットワークとして早期に整備するよう、国、西日本高速道路株式会社に要望していく。

相生有年道路は、相生市・赤穂市域の安全かつ円滑な交通を確保するとともに、沿道環境の改善を図る延長約8.6kmの道路であり、国により用地買収及び工事を進められている。県としては、国に事業促進を働きかけるとともに、事業推進に積極的に協力していきたい。

龍野・揖保川・御津南北連絡道路は、山陽自動車道龍野西I.C.から国道2号を経て国道250号へ至る延長約7.5kmの道路であり、延長が長く事業費も膨大なことから、区間設定を行いながら段階的な整備を行うこととしている。

山陽自動車道龍野西I.C.から国道2号までの県道竜野西インター線約1.4kmについては、平成18年7月に、龍野西I.C.ロングランプの一般道路化を果たした。

その他、県道岩見揖保川線については、揖保川町大門～原の工区と御津町岩見地内の国道250号との交差点部の改築について事業を推進しているところである。

揖龍南北幹線道路は、中国自動車道山崎I.C.から揖保川に沿って南下し、国道250号に至る県道と市町道で構成される延長27kmの道路で、西播磨地域の南北の主軸である。国道2号以南の、県道網干たつの線等について県・市・町が連携した、多様な主体手法による重点的な整備を図ることとしている。

国道250号の坂越橋西詰交差点の渋滞を解消するため、赤穂市高野～砂子間について4車線化するとともに、新しく(仮)新坂越橋を架けることとし、平成19年度から事業化するよう国に要望している。

相生湾埋め立てに伴う道路直線化整備促進については、線形不良と歩道未設置区間の解消を図るため、相生港の埋立整備事業等と連携しながら整備を図ることとしており、埋立整備事業と調整を図り事業着手する。

高取峠については、現道は2車線改良済みであり、二次改築を必要とするほどの交通量や峠全体での大幅な速度低下は生じていないため、トンネル化は中長期的な取り組みと考えている。

県道竜泉那波線は、国道2号竜泉交差点から国道250号を結ぶ南北幹線道路であり、相生市内の慢性的な渋滞解消や主要地方道相生宍粟線と一体となり播磨科学公園都市と相生市、赤穂市を連絡する役割を担っている。

本路線の全体延長2.8kmのうち国道2号以南約1.6kmの区間が供用しており、残る区間についても、平成16年度から国庫補助事業として事業着手している。

今後も地元協力を得ながら、早期完成に向け整備を促進していきたい。

- ⑧ 北近畿豊岡自動車道については、朝来市和田山町以南が平成18年7月に供用した。朝来市和田山町から養父市八鹿町間については、5年後の完成を目指して国土交通省が整備を進めており、養父市八鹿町～豊岡市上佐野間については現地測量を実施している。また、事業未着手の豊岡市上佐野間から鳥取豊岡宮津自動車道間については、住民アンケート等を実施し、計画の具体化を図る予定である。

県としては、必要な財源確保と事業の促進を国へ強く要望しており和田山以北全線の早期完成に取り組む。

鳥取豊岡宮津自動車道のうち、香住道路(L=6.2km)については、平成6年度から事業に着手し、平成17年3月27日に供用した。

また、香住道路の西側区間である余部道路(L=5.3km)についても、平成12年度から事業に着手し、平成22年度の供用に向けて、船越トンネル(余部工区)の本体工事等を促進している。

鳥取県境の区間(L=3.5kmうち県内1.9km)については、鳥取県とともに平成13年度から東浜居組道路として事業着手し、平成20年度の供用に向けて、県境部の七坂トンネルの本体工事等を促進している。

引き続き、事業中区間の進捗を図るとともに、調査区間に指定されている区間の早期事業化に取り組みたい。特に、平成19年度から余部道路の西側区間である浜坂道路(余部IC～(仮)浜坂IC間)の事業化に向けた調査に取りかかる。

円山川右岸道路は、養父市八鹿町の上小田橋まで整備されており、これより以北は町道坂本線(2車線)を經由し、平成14年10月に開通した円山川右岸地区ふるさと農道(2車線)により、豊岡市日高町赤崎で国道312号に接続することとなった。また、平成15年9月には国道312号日高南バイパスが開通したことに加え、北近畿豊岡自動車道の整備も具体化していることから、円山川右岸道路の北伸については、今後の交通の動向を見ながら慎重に判断していく必要があると考えているところである。

- (4) ① 阪神電鉄本線(鳴尾工区)連続立体交差事業については、阪神鳴尾駅を中心とした武庫川～甲子園駅間の1.9kmの区間において、平成15年9月に連続立体交差事業の事業認可を取得し、現在、平成30年度末の事業完了を目指して、積極的に整備促進を図っていききたい。

- ② 神戸電鉄粟生線は、北神急行や神戸市営地下鉄と連結し、北神・北摂・丹波・北播磨地域と神戸都心部とを結ぶ基幹都市鉄道である。

粟生線の複線化については、沿線の住宅開発等に伴う需要に対応しながら、鉄道事業者において整備が進められ、西鈴蘭台～藍那間、川池信号場～押部谷間で複線化済みとなっている。しかし、現在粟生線の輸送人員は減少傾向にあり、ピーク時(平成4年)に比べ4割以上減少しているため、押部谷以遠については、現状の単線による輸送力でも余裕が生じている。

県としては、平成16年度から、列車運行の安全確保及び利便性向上を目的として、鉄道近代化設備に対して補助を行っているところである。

- ③ 現在、東播磨地域内の山陽電鉄各駅周辺については、播磨町駅周辺において住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)を実施しているところである。山陽電鉄播磨町駅周辺は、播磨町の市街地中心核、玄関口として位置づけられており、駅南側に町庁舎、中央公民館、図書館など中心的な機能が集積している。それに対して駅北側は、老朽化した店舗併用住宅や木造共同住宅、戸建住宅等が密集混在しており、環境面、防災面での改善やシビックゾーンとして都市サービスの機能強化を目的に、住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)により、効率的なまちづくりを進めてきたところである。平成10年度に整備計画を策定し、老朽住宅の買収除却、地区生活道路の整備、にぎわい広場の整備等を行い、平成18年度の工事をもって事業完了したところである。

明石市域の山陽電鉄との連続立体交差事業による立体交差化については、平成6年度に完了した山陽明石駅を中心とする第1期事業に引き続き、山陽西新町駅を中心とした明石川以西約1.9kmの高架化について、平成14年3月に事業認可を取得し、平成19年度より本格的に工事着手する予定である。今後も早期の事業完了を目指し、積極的に整備促進を図ってまいりたい。

西明石駅での停車本数については、従来から毎時上下各1本の「ひかり」が停車しているところである。

新幹線の停車駅は、広域交通の拠点として重要な役割を果たしており、広域的な運行体系や需要の動向も勘案しながら、今後の対応を検討していきたい。

- ④ JR姫新線の利便性向上を図るため、平成18年度から軌道改良、新型車両の導入等による高速化事業に着手した。高速化事業と併せて、バスアクセスの強化、駅前広場やパークアンドライド駐車場の整備、イベントの開催やサポーターの育成支援など利用の促進のための様々な施策を展開していくこととしている。

新快速電車の延長運行については、平成17年3月のダイヤ改正で、播州赤穂駅へ15本の延伸運行が実現した。また、平成18年3月のダイヤ改正では、その新快速の車両増結が実現するなど、逐次、利便性の向上が図られているところである。

智頭急行線乗り入れの特急列車「スーパーはくと」は現在、冬季限定(10月～3月)で、1日に大阪方面1本、鳥取方面2本が相生駅に停車しているところであるが、相生駅停車本数の増加については、広域的な運行体系や需要の動向も勘案しながら、今後の対応を検討していきたい。

相生駅でのJR赤穂線と新幹線との接続時間の短縮については、広域的な運行体系や需要の動向も勘案しながら、今後の対応を検討していきたい。

- ⑤ 福知山線・山陰本線は、丹波、但馬地域を経て山陰地域を結ぶ幹線鉄道であるとともに、生活路線として沿線地域の重要な公共交通であるが、JR西日本は、現在の利用実態を踏まえると複線・電化の早期事業化は困難であるとしている。

そのため、当面は余部鉄橋の安全性・定時性確保にあわせ、鉄道のさらなる利便性の向上や但馬地域の活性化を推進するため、山陰本線(和田山～鳥取間)の高速化や乗り継ぎの改善をはじめとする利便性向上施策について検討していくこととしている。

余部鉄橋の安全性・定時性確保については、平成3年に「余部鉄橋対策協議会」を設立し、取り組みを進めてきたが、平成18年3月に兵庫県・鳥取県・沿線市町・JR西日本との間で基本協定を締結し、本年3月から工事着手し平成22年度の橋梁切り替えを目指し事業を進めている。

JR播但線は、但馬地域と播磨地域を結ぶ県内南北幹線鉄道として重要な路線であり、平成10年3月には、姫路～寺前間の電化・高速化整備が完成している。

JR西日本は、寺前以北の現在の利用実態を踏まえると早期事業化は困難であり、利用者増を図ることが不可欠であるとしている。このため、当面、鉄道利用者のニーズ把握や沿線地域づくり、駅周辺の整備など利用者増に向けた検討調査に取り組みながら、高速化や乗り継ぎの改善等の利便性向上施策について検討を進めている。

8. その他

<要望事項>

(1) 少子・高齢化対策

- ① 少子化・人口減少傾向は、高齢化の着実な進行と併せ考えると、経済の縮小、地域社会の衰退等につながり、今や我が国の最も大きな問題である。よって、教育改革や家族の重要性の認識の浸透など、少子化対策に有効な施策を講じられたい。

- ② 高齢社会の進展に伴い、高齢者の老後不安解消・生きがいづくりに努めるとともに、道路交通環境の整備や就労機会の拡大など、高齢者が暮らしやすいまちづくりについても積極的に取り組まれない。

(2) 安全・安心なまちづくりの推進

- ① 全国各地で地震、台風、洪水などの自然災害が増大していることに鑑み、これらから県民の生命及び安全・安心な生活を守るため、治山・治水施設や災害緊急時に活用される施設や公園など、防災に資する社会基盤の整備により一層きめ細かく取り組まれない。また、県民の耐震意識の向上推進や、各世帯及び公共施設等における耐震化工事を促進するとともに、アスベスト対策の拡充など、安全・安心なまちづくりを一層推進されたい。
- ② 県民が安全に安心して暮らせるよう交番の増設や警察官のパトロール強化等防犯対策を強化するとともに、悪質・グループ化の傾向を強め、凶悪化する青少年犯罪にストップをかけるべく、青少年健全育成の推進を図られたい。
- ③ 地域や診療科による医師数の偏りにより、地方の病院や大学医局における医師不足が年々深刻化しているが、県民が安心して診療を受けることができるよう、地元大学医学部卒業の医師の県内定着化を図るなど、兵庫県としても医師不足解消に向け積極的に取り組まれない。

(3) 学校教育の充実

学校における道徳や倫理観を育む教育の充実を図るため、道徳教育実践推進アクションプランにおける道徳教育推進モデル地域（10市町）の取り組みを全県に広げるとともに、子どもたちの心に響く、感動を持たせるカリキュラムと有効な教材を導入し、真に道徳心の養成に繋がるものにされたい。また、児童・生徒からの相談体制の充実、学校と地域・関係機関の協働・連携に取り組まれない。

<回答>

- (1) ① 急速に進行する少子・高齢化に対応するため、県では、平成18年3月に「少子・高齢社会ビジョン」を策定した。少子・高齢社会ビジョンは、県民生活の質的な充実と元気兵庫の創造に向け、2030年頃を展望しつつ、少子・高齢化による社会や県民生活への影響を明らかにするとともに、さまざまな課題や重視すべき視点を整理して今後の取り組み方向をわかりやすく示している。このビジョンで整理したさまざまな課題や重視すべき視点に沿って、「ひょうご子ども未来プラン」「長寿社会プラン（仮称）」などにより具体的な施策を推進することとしている。
- 少子化対策については、「県議会少子化対策調査特別委員会」の調査報告や、多くの県民の要望などを踏まえて、少子対策をさらに充実し、「ひょうご子ども未来プラン」の着実な推進を図る。
- 特に、“未来の親づくりへの支援”として、ひょうご出会いサポート事業や、市町が行う妊婦健康診査に対する支援等に取り組むとともに、“子どもを生き育てることへの支援”として、「認定子ども園」の設置や、ひょうご放課後プラン事業の推進、「阪神こどもの館（仮称）」の整備に向けた基本計画の策定等に取り組むほか、“子どものすこやかな育ちへの支援”として、乳幼児医療費の助成対象を小学校3年生まで拡充するなど、誰もが安心して子どもを生き育てることができる社会をめざし、少子対策を総合的に展開する。
- ② 高齢社会対策については、現在、21世紀の超高齢社会を活力ある高齢社会とするため、高齢社会のライフスタイルの変化や多様化を踏まえた総合的な高齢者施策の実施計画として「長寿社会プラン（仮称）」を策定中である。平成19年度はこのプランに基づき、雇用・就労による生涯現役社会の実現、生涯学習と生きがいづくりの推進、人にやさしい生活環境づくりの推進、社会システムの構築による安心な高齢社会の実現などに係る施策の推進を図ることとしている。
- (2) ① 元気ひょうごを進めるうえで、安全・安心の確保は最重要課題と考えている。このため、阪神淡路大震災や過去の台風などの経験を踏まえ、公共施設の耐震化や津波対策、河川改修、高潮対策、土砂災害対策などのハード対策に加え、災害時に県民が的確に判断や行動をするためのソフト対策など、きめ細かな防災・減災対策を推進している。

また、平成16年台風23号災害の教訓を踏まえ、平成18年7月に「ひょうご治山・治水防災実施計画」を策定したところであり、さらに平成19年度末までに流域ごとの「アクションプログラム」（具体的な防災対策のスケジュール）を策定することで、整備目標を明確にし、県民にわかりやすい事業展開を図ることとしている。

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、安全・安心な住まいづくりを推進するため、既存の民間住宅の耐震化への計画策定や改修工事に対して、その費用の一部を補助する「わが家の耐震改修促進事業」を平成15年度から実施している。18年度は、計画策定費補助を増額し、また工事費補助の補助率を概ね1/6から1/4に改正のうえ増額し、戸建て住宅の場合、総額（計画策定費と改修工事費との合計）が最高80万円と補助を拡充し、改修工事の補助対象工法に、一室内の安全性を確保する一室補強工法（シェルター方式）を加えるとともに、住宅耐震改修工法コンペを実施したところ、共同住宅の提案で一定水準に達しているものは推奨工法として、戸建住宅の提案で一定水準に達しているものは補助対象工法として、県民にPRしている。さらに、19年度は、10月に開催を予定しているふれあいの祭典の県政PRコーナーで、「ひょうご住宅耐震改修フェア」を実施し、県民へ将来発生が予想される災害情報や住宅の耐震改修の工法等の情報を提供し耐震化の促進を図る。

また、建築物における吹付けアスベストに関しては、県民局建築課及びひょうご住まいサポートセンターに相談窓口を開設し、県民の不安の解消に努めているほか、吹付けアスベスト等を使用した建築物の解体・改修工事現場に対するアスベスト濃度測定を伴う立入検査やアスベスト情報管理システムを活用することにより、工事業者に対する指導を行うほか、一般環境中のアスベスト濃度のモニタリングを行うことにより、県民の安全・安心を図っていく。

- ② 交番の増設については、当該地域における人口集中の度合い、事件・事故の発生実態や警戒力のバランス等を勘案しながら、その必要性を検討している。また、県民の身近で発生する犯罪を抑止・検挙するため、交番・駐在所・パトカーの勤務員による犯罪多発地区や時間帯に重点を指向したパトロールを強化し、犯罪の抑止に努めている。

さらに、現下の少年非行情勢を踏まえ、本年度も少年の非行防止と健全育成のための総合対策「少年マナーアップ兵庫」活動を強力に推進し、「非行」と「保護」の両面から、以下のような総合的な少年非行防止及び健全育成対策に積極的に取り組む。

- 非行グループによる路上強盗、ひったくり等街頭犯罪の検挙・補導活動
- 非行グループ等の実態解明と検挙・解体活動
- 出会い系サイト等インターネットを利用した児童買春など悪質福祉犯の取締り
- 学校等関係機関・団体及び少年警察ボランティア等と連携した少年の規範意識の啓発
- 少年の規範意識と地域社会の非行防止気運の醸成に向けた情報発信活動
- 時代の変化に即応した有害環境浄化活動

- ③ 医師の地域偏在や診療科偏在が顕著となるなか、昨年8月、医療確保対策推進本部を設置し、県医師会のドクターバンク事業への支援、研修医の県職員採用など医療確保緊急対策に取り組んでいるところである。

また、地元医学部卒業の医師の県内定着を図るため、兵庫医科大学に推薦入学制度を設け、平成17年度から3名のへき地勤務医師を養成している。

19年度は、新たに神戸大学に奨学金制度を設け、1名の養成を行う予定であり、このほか、ドクターバンク事業への支援拡充や大学への寄附講座の設置等、引き続き医師確保対策に取り組むこととしている。

- (3) 道徳教育については、県教育委員会では平成16・17年度道徳教育推進アクションプランを実施し、道徳の時間の充実を図るための「地域教材の開発」指導資料の作成や体験活動を生かした道徳の時間の在り方、地域人材の活用や家庭や地域と連携した道徳教育の充実の在り方について推進地域を指定し研究を進めてきた。

平成18年度はこれらの成果や課題を踏まえ、昨年度作成した「地域教材の開発」指導資料の活用を図り、各学校で地域の人物や歴史を題材とした魅力ある道徳教材の作成を進めることを通して実践的な指導力を高める教員研修の実施や、学校・家庭・地域社会が一体となって子どもを育てる機運を醸成する「道徳教育推進モデル地域」の指定を行うなど、道徳教育実践推進アクションプランに取り組んできている。

平成19年度は、引き続き道徳教育実践推進アクションプランの充実に取り組み、モデル地域の指定を20地域に増やすとともに、その実践の成果等を取りまとめ実践事例集を作成し、県下の各小中学校に普及・啓発する予定である。

次に、児童生徒からの相談体制の充実に関しては、校内の相談体制として、まず教職員自身がカウンセリング・マインドを持って児童生徒からの相談が受けられるように、カウンセリング・マインド実践研修を実施している。

また、学校における相談体制の充実に向けて、全公立中学校等（神戸市除く）や公立小学校拠点校30校へのスクールカウンセラーの配置、全県立高等学校へのキャンパスカウンセラーの配置により、児童生徒へのカウンセリングを実施している。平成19年度も今年度と同等の配置校を確保する予定である。また、公立小学校34校に子どもや保護者の悩みや相談を受け止める「子どもと親の相談員」を配置する予定である。

学校外の相談体制としては、従来からひょうごっ子悩み相談センターを開設し、電話相談（午前9時～午後9時通話料無料）や予約制で面接相談も実施してきた。昨年12月には、新たにいじめに関する相談の専用電話「ひょうごっ子いじめ相談ホットライン」を設置（午前9時～午後9時通話料無料）し、本年2月には、24時間いつでも電話相談を受け付ける体制（午後9時～翌午前9時通話料有料）を整えた。19年度もこの体制を継続していく予定である。

県教育委員会では、「県民すべてがかかわる兵庫の教育」に取り組む中で、地域に開かれた学校づくりを推進し、様々な場面で学校と地域・関係機関の連携の強化を図ることとしており、PTAを中核に、地域住民（C：コミュニティ）の参画と協働によるPTCA活動の拡充に向けたPTAの主体的な取組を支援し、家庭の教育力の向上を図るとともに、地域が支える地域の学校づくりを推進している。

また、不登校児童生徒の早期発見・早期対応等をはじめ、よりきめ細かな支援を行うため、地域ぐるみのサポートシステムを構築する「県立但馬やまびこの郷サテライト事業」を実施するとともに、県内各地で研修会を開催し、不登校で悩む児童生徒の再登校に向けた働きかけと保護者に対する支援を行う「地域やまびこ教室」を開催する。高等学校においては、地域・関係機関との連携のもと、問題行動や学校不適應など、各学校の実情にあった生徒指導上の課題に対応した実践研究を行う「高校生心のサポートシステム」を推進している。

さらに、学校の安全管理については、県警察本部との連携のもと、「スクールガード養成講習会」を開催し、学校内や通学路の巡回・警備にあたるスクールガードに巡回・警備の要領、不審者への対処法、危険箇所発見の要領等を指導することにより、スクールガードの資質向上を図るとともに、防犯教室講習会を開催し、各学校の実情に応じた、実効性のある訓練等がなされるよう指導していく。